

中間集団の声と沈黙

— 1791 年夏—秋 —

富 永 茂 樹

1. 不信と敵意 (1) —その萌芽
2. 不信と敵意 (2) —その成長
3. 不信と敵意 (3) —その完成
4. «国家主義的個人主義»
5. 失われた世界, 実現しなかった社会
6. 不信と敵意 (6) —その後

は じ め に

ジャコバン派の言説を詳細に読み解いてそこから近代フランスの民主政にかかわるいくつかの問題を取り出そうとするリュシアン・ジョームは、フランス革命期には「市民の集団的再編成にたいする不信¹⁾」が一貫していると指摘する。とりわけ 1791 年は 3 月の同業組合の廃止、6 月の労働者の結社形成の禁止、9 月の民衆協会の活動の制限など、一連の法令が提案され可決されることでこの「不信」が集中的に表明された、中間集団にとっては激しい敵意を浴びせられ正当な擁護を得る機会に乏しい、いわば厄災の年であった。これらの法令がその後のこの国の社会に大きな問題を残したことはいうまでもない。ピエール・ロザンヴァロンによればそれはフランスの政治文化のまったく特殊な性格の起源にさえなった²⁾。ところがその問題の大きさは、長いあいだ充分には理解されてこなかったかに見える。おそらくはマルクスが『資本論』で、資本の本源の蓄積過程における労働賃金の抑制に法律が補完的な役割を果たした例としてわずかな言及を行って以来であろうが、91 年 6 月のいわゆるル・シャプリエ法は労働運動史をはじめとするさまざまな分野で、フランス革命のもつ階級的限界ないしはブルジョワ的性格を示すものとしてしばしば採りあげられてきた³⁾。あるいはこの法令のみがあまりにも注目を集めすぎてきた。この点では有名な「能動市民と受動市民」の区別と同じ扱いを受けてきたのだ。しかしこの市民の区別のなかにただ革命の限界を見るだけではむしろことの本質をとらえ損ねるおそれがあったのと同様に⁴⁾、6 月の法令にのみ目を向けているのでは見えてこな

いものが数多く残ることになるだろう。19世紀における労働問題にとって労働者の団結の禁止が無視できない影響をおよぼしたことはたしかである。しかし問題はたんに労働問題ないし経済問題にとどまるものではなかったのだ。

『資本論』の該当部分の註から判断するかぎり、著者は『パリの革命』およびビュシェとルーの『フランス革命議会史』を参照してル・シャプリエ法をごく簡単に、ひとつの例として示してみたにすぎない⁵⁾。しかもここでのマルクスの関心は資本の本源的蓄積の過程に向けられていたのであるから、われわれが現在の時点で別の関心から指摘してみたところでさほどの意味があるとも思えない。それでも法令の文面をそのまま伝えるだけの『パリの革命』は措くとして、ビュシェとルーが記録しているル・シャプリエが法令を提案したさいの演説に目をとおして、提案者が労働者の団結をかつての同業組合の復活と見なしていたことに言及しながらも、この言説のなかでさらに重要な意味をもつ箇所を見落としたのは少なくともものちの研究史にとっては残念なことであった。ル・シャプリエは「すべての種類の同業組合の廃止」が「フランス憲法の基礎のひとつ」であるとする法令第1条との関連で、その趣旨を説明したときの報告では「もはや、国家のなかに同業組合はないのである。各人の個人的な利益と一般的な利益の以外にはもはやなにもない。市民に中間的利益を教え込んで、同業組合の精神によって市民を公のことがらからわかつことは誰にも許されない」と述べており、しかもこの言説はビュシェとルーにもたしかに採録されていたのだ⁶⁾。つまり6月の法令でさしあたり問題になるのが労働者の団体であることはまちがいがないのだが、ここで「同業組合」と翻訳されているのは「corporations」すなわち広い意味でとれば「団体」のことであり、3月にアラルドが廃止を提案して可決された同業組合やル・シャプリエが禁止しようとしている労働者の結社は「すべての種類の団体」の一部をなしているにすぎない。そして個人の利益と一般の利益のあいだに存在する利益を国家のなかで主張するいかなる団体も否定されているのだ。いいかえるならば、提案者は労働者の団結を否定する以上に、中間的な段階での集団を欠如させ、個人と国家のみで成り立つ社会のありようを呈示しているということになる。

6月の法令に比べるとこれまでその意味がほとんど気づかれずに終わってきたが、同じル・シャプリエが9月に提案する別の法令、また先立つ5月にもちだして論議を呼んだ中間団体による請願の禁止を中心とする内容の法令に目を向ける必要はここからでてくる⁷⁾。これら一連の法令、さらにはそこに集約的に見ることでできる中間集団にたいする革命期の敵意は、よりいっそう広い範囲で、またより深い部分で、近代社会のありようにとって重大な課題を残したのだった。さらには社会学的思考それ自体がこの問題への対応として生まれてきたのだといっても過言ではない。ところで『資本論』の著者とほぼ同時代に同じ問題がどれほど社会の深くまで達しているのかについて、マルクスよりもはるかにすぐれた洞察を示したのがトクヴィルであった。「結社の自由、生き活きとした自由、フランス革命のもとで破壊され、復古

王政下でも不完全であった自由、宗教結社にまでおよぶ自由……⁸⁾。」ここではまず「宗教結社にまでおよぶ」と記されていることから、問題が同業組合や労働者の結社にのみとどまるものでないと彼が考えていたことがわかる。『アメリカの民主政について』の著者の観点からすると、社会的諸条件の平等化は抵抗のしようのない趨勢であった。この平等化は伝統的な社会的紐帯を弛緩させ、人間の原子化を進めると同時にこれまでなかった型の専制的な国家の成長を助ける。そこから生じる深刻な問題にたいして出版や法曹界、その他いくつかの諸制度とともに重要な役割を果たすのが結社の自由にはかならなかった。トクヴィルが1830年代のはじめに旅行した合衆国で民主政が良好な状態で保たれていたとすれば、それは政治結社のみならず市民の形成するさまざまな結社が社会的に重要な役割を果たしているからであり、これにたいして彼の生まれた国であるフランスが長いあいだ社会的・政治的に混乱のなかにとどまっているのは、そこでは二次的集団が欠如している、ないしは無力であることが原因のひとつになっているという。トクヴィルは中間集団一般の社会的機能に注目することによって、フランス社会の陥っている《病理》を明らかにするとともに、さらには20世紀になって明らかな姿を現す《大衆社会》を見とおすかのような政治社会学を展開した⁹⁾。そのような社会学の先駆者が、問題の根幹をなすともいべき中間集団の全面的な消滅という事態をフランス革命に起因するものと見ていたことを明かすのが、先に引いた断簡である。

もっとも、トクヴィルも革命期において二次的集団が被った運命について、それ以上に詳しく語っているわけではない。これから検討しようとするのは『アメリカの民主政について』で展開された議論のその裏側に存在するはずの部分、社会の平等化とともに伝統的な共同体が消滅し、そのあとに形成されてもよかった新しいかたちの社会集団が結局は挫折してしまうにいたる、革命期におけるひとつの、しかし無視することのできない出来事であり、その背景にあるこの時期の人びとの（そして実はわれわれのそれにもつながらないわけではない）社会観である。ひとことでいってしまうならば、ジョームの述べるとおり二次的集団にたいする不信がたしかにフランス革命を全面的に支配していた。それは国家の側からと同様に個人の側からも中間段階の社会的集合体にたいして向けられたものであった。政治的立場からはこのような集団の存続を支持してもよい者たちでさえ、それが全体社会のなかでもちうる意味をほとんど理解できずにいて、結局のところフランス革命のなかで中間集団は声をもつことができなかった。いや、ごく例外的にそこから正当な声を聞こうとした者もないわけではなかった。それでも平等化が進行する社会のなかでこのような集団に生じてくる力学に抵抗することはきわめて困難で、望まれた声は沈黙を強いられていったのである。

1. 不信と敵意（1）— その萌芽

まずは1791年の春から秋にかけて中間集団にどのような事態が生じたのか、またそれぞれの法令が提出され成立する、その背景や周辺にはどのような事情があったのか、この年に起きたことを順に見ておくことにしよう。6月に労働者の団結を禁止する法令を提案したさいに「もはや国家のなかに団体は存在しない」と宣言したル・シャプリエは、9月29日、すでに承認された憲法では新しい議会が構成されることになっていたために立憲議会としては最後の1日となったときに、民衆協会の活動を制限する法令を提案して、6月に労働者の団結について示したのと同じ趣旨の観念を繰り返す。「代表者によって表明される人民の意志が構成したものの以外に権力は存在しない。[……] この原理をまったく純粋なかたちで保全するためにこそ、憲法は国の端から端まであらゆる団体を消滅させたのであり、またもはや社会体と諸個人以外には存在を承認しなかったのである¹⁰⁾。」あらゆる団体＝同業組合を「消滅させた」と複合過去で語られているのは、明らかに3月と6月の法令のことを指している。また6月の法令についてのごく手短な報告は「廃止された同業組合を再建しよう」と考えた何人もの人間たちの「憲法の原理にたいする違反行為」に言及することではじまっていた。たしかに時間のなかで眺めるなら3月の同業組合の廃止が3ヶ月後の労働者の結社の禁止に向かい、それがさらに今回の民衆協会の活動制限につながっているという論理構造をとっているかに見える。しかしここで「社会体」と呼ばれる全体社会と個人の存立しか認めずに、そこから中間的な社会を排除するという根拠が繰り返されているところからもわかるように、ル・シャプリエそして立憲議会の主流を占める人びとにとって真に攻撃を向けるべき対象は、やはり経済的結社だけではなく結社一般であった。アラルド法と6月のル・シャプリエ法は、ともにさほどの反対意見もなく、かつて1776年にテュルゴーが同業組合の廃止を試みたさいには大きな抵抗に出会い、数ヶ月を待つことなく廃止の勅令を撤回しなければならなかったことを思いおこすならば、驚くべきことであるといってよいほど容易に議会を通過したのにたいして、この9月の法令、また5月の集団による請願の禁止と公共空間での貼紙の禁止をうたう法令は、少なからぬ異議申し立てを受けながら成立した、そうした対照的な状況からも問題のありようには想像がつくことだろう。

時間的には1791年における中間集団への最初の「不信」の表明となったはずの、2月15日にアラルドが提案した法令は、憲法委員会ではなく租税委員会で検討されたということとも関係しているのだろうが、同業組合の廃止以上に、廃止にともなう経済的な措置について多くを語る、ごく実務的な内容のものであった。法令に先行する報告も「商業の魂は勤勉である、勤勉の魂は自由である」として所有、労働と営業の自由を賞揚する以外には、社会編成のありようをめぐる原理を華々しく掲げるわけではなく、6月のル・シャプリエのそれに比べてさえ読

み返す者の目を惹く箇所のいっそう少ない、ごく散文的な言説である。わずかに注目できるとすれば、テュルゴーによる同業組合廃止の勅令に言及して、それがまだ時宜を得ずに失敗したことをあらためて継承しているのだとアラルドが述べているあたりであろうか¹¹⁾。テュルゴーとの関係については後述する。また議会の外での、たとえばマラーが『人民の友』で表明した反対意見についてもあらためて検討しなくてはならないが、このとき議会ではほとんどなんの抵抗もなく、法令は翌月になって成立する。

労働や営業の自由は89年8月の「人間と市民の権利の宣言」では明文化されなかったが、宣言にかんする議論のたたき台として採用される予定でありながら審議に入る直前に一転して退けられたミラボーの「5人委員会」による草案が第11条で「いかなる市民も取得し、所有し、生産し、商取引を行い、その能力と技芸を用い、またその所有物を自由の処分する権利を有する」としていたのをはじめとして、同様の趣旨をふくむ草案の数は少なくなかった¹²⁾。またそれ以前に、8月4日の夜の「封建制の廃止」の決議を受けて成立した同月11日の法令も、直接に言及しているわけではないが、団体の特権の否定を示唆するものではあった（「第11条[……] 帝国のあらゆる部分の緊密な結合のためには特権を犠牲にすることが必要であるから、州、大公領、地方、カントン、都市および住民共同体のあらゆる個別の特権は[……] 永久に廃止され、あらゆるフランス人の自然法のなかに解消される¹³⁾」）。同業組合の廃止はアラルドが原理にかかわる議論を展開するまでもなく、もはやとどめようのない動きであったのだ。76年のテュルゴーの試みは失敗したものの、「おそらく1780年代以降、同業組合はすでに（その本来のメンバーの多くにとってさえも）もはや重要な社会制度ではなくなり、ただの媒介的制度、政府の非公式な代理機関とみなされていた」。18世紀における「同業組合の終焉」の過程を子細に検討するスティーヴン・カプランはこのように述べて、アラルドの法令はすでに死に絶えかけていた同業組合にとっての正式な「死亡証明書」であったという¹⁴⁾。

しかし中間集団への敵意ないし不信は、同業組合にたいするものにかぎられてはいなかった。むしろ革命の状況が進行してゆくなかで、結社一般のはらむ危険をもっとも明確に体现している（と見なされた）のが、当時フランスの各地で簇生しつつあった民衆協会であり、これにたいする危機意識は、実はアラルドの法令と同じ頃からすでに胚胎してきていたものでもあった。2月28日、これまたル・シャプリエの手によってであるが、「法にたいする敬意」つまりは法を作成し執行し、あるいはその運用について判断を下す存在にたいする尊敬を国民に要求する法令が提案される。このときの提案者によれば、かつての専制のもとでの圧政にたいする人民の隷従と、革命を経験した新しい社会での一般意志にたいする自由な服従とは性質のまったく異なるものであった。なぜなら憲法の原理が支配する世界では一般意志の表明である法こそが社会秩序をもたらすものであるからである。したがって「法の名において行政官が命令を発し判事が判決を下すさいには、また法の執行の任を負った官吏が服従を求めるさいには、いか

なる市民も例外なく服従しなくてはならない」。これはたとえば「人間と市民の権利の宣言」でいかなる人間も法にもとづく手づきによってでなければ訴追も逮捕も拘禁もされないが、逆に法の力によって召喚を受けた者が抵抗した場合には有罪とされると定められた（第7条）かぎりにおいて、あらためて法文化する必要のないことがらであった。そうであるにもかかわらずこのような法令がことさらに要求されるのは、主権というものが国民全体に属するものであり、国民の代表者をととしてしか行使できないにもかかわらず、現在ではそれを占有しようとする「個別の存在」が姿を現してきているからである、とル・シャプリエは述べて、第1条に「その名称はなんであれ、いかなる人民の部分も主権にかかわる権利をもたず、またこれを行使することができない」という文言をふくむ法令を提案した¹⁵⁾。

ここでは個別の存在あるいは人民の部分という以上の具体的な表現は用いられていない。しかしこれにたいして即座に反論したのが、ジャコバン・クラブの有力なメンバーのひとりとなりつつあったペティオンである。彼は「一般意志はすべての個別の意志からのみ成り立っている」と述べて、ルソーが『社会契約論』で展開した理論からはかなり逸脱した理解を露呈させながら、それでも人民の個別の部分は主権を行使してはいないが、だからといって参加していないわけではなく、あらゆる部分の結合が一般意志を構成するのだと主張し、同じくロベスピエールが「いかなる部分も、いかなる個人でさえもが主権を構成している」として加勢した。このあたりからは逆に、ル・シャプリエが用いていた「部分」という言葉が具体的に何を指しているのかを知ることができるだろう。つまり討論が進むなかで次第にわかってくるのだが、部分 section とは都市の1行政区分であり、議員などを選出する選挙人を選ぶ第一次集会と重なるために、とりわけパリで民衆運動が展開されるさいに重要な拠点となった「地区」を指しているのだった。ル・シャプリエに加担する側の議員のひとり、第一次集会は自分たちの意向を発することができ、また地区は請願を行うことができ、一般意志はこれら表明された個別の意志で構成されるのだが、それが地区や第一次集会が主権に参加しているということを意味しているのではないと述べ、さらにこの発言に誘発された別の議員がついに、非合法であるのみならず危険であると見なすべき「協会」が存在しており、「これらの協会、とりわけ俗にクラブの名称で知られる協会が廃止されること」を提案することになる¹⁶⁾。ここにいたってル・シャプリエによる法令の提案がどのあたりの「部分」に向けられるものであったかが判明するのである。この日の討議はまた集団による請願と主権の行使との関係、もっというならば政治的代表的根幹にかかわる問題を浮かびあがらせることで、さらにはペティオンやロベスピエールがル・シャプリエに対立する姿勢を明確にしたことからしても、5月のル・シャプリエの法令をめぐる激しい議論の応酬を予告するものでもあった。

2. 不信と敵意（2）— その成長

この1791年2月の段階ですでに問題となっているクラブないし民衆協会とは、革命の開始後にフランスの各地で生まれた、基本的には市民が自由に参加できる政治結社である。『フランス革命事典』のなかで「クラブと民衆協会」の項目を担当し、この集団の起源と活動についての概略、しかし的確な概略を示したラン・アレヴィとパトリス・ゲニフェーによれば、その起源や形態、活動の内容はおろか、じっさいに存在した（とされる）数でさえ、研究者とその採用する観点によってさまざまであるが、もっとも妥当であろうと推測されるJ. ブーティエとPh. ブートリーの調査に頼るなら1789年から共和国3年までのあいだに、全国で4万4,000の市町村のうちで協会が少なくともひとつ存在したのは約5,500にのぼったとされる¹⁷⁾。早くも89年末に「ブルトン・クラブ」として生まれ（実をいうとレンヌ出身のル・シャプリエもその創立に参加したひとりであったのだが）、その後「憲法友の会」と改名した、いわゆるジャコバン・クラブの規約を90年2月にバルナーヴが起草したとき、その目的は「議会で決定される法律にかんする事前の議論、憲法の確立と堅固化、他の協会との通信」とされていたのにたいして、後で詳しくふれることになる91年9月のブリッソーのジャコバン・クラブでの演説によれば、民衆協会の目的は「作成すべき法律について議論すること discuter、成立した法律について啓発しあうこと、あらゆる官吏を監視すること」の3点に要約することができた¹⁸⁾。両者のあいだで、あるいはふたつのことなる時期のあいだで提唱されているクラブの目的が微妙にこなっているのはすでに明らかであるが、ともあれこのような目的を掲げて市民が集会し議論を行う政治結社が革命の初期から生まれて、やがてその活動に危惧心をいだく者たちもまた出てきていたのだった。

バルナーヴとブリッソーで共通している討議（ないし議論）と提携という活動については9月に提案される法令であらためて規制の対象になる。だがそれ以前の、5月にル・シャプリエがまず成立させたのは、協会や地区が自分たちの討議の結果を公的に表明すること、より具体的にいうなら議会や市当局にたいして請願を行い圧力をかけることを禁止する法令であった。請願を自由に許すことへの危惧は2月28日の議会の議論でもすでに表面に現れていたが、たとえば4月6日付の『モニトゥール』に、請願の権利は出版の権利と並んで神聖なものではあるが、それでも市民は「個人的にのみ」請願を行えるのであって、思想の伝達は「他者をとおしては」行えない、なぜなら他者をとおして行動したり発言したりすることは意見を代表することになるが、代表行為 *représentation* をなしうるのは政治的には議員のみであるからである、という主張が無署名で掲載されているところにも、危機感を読みとることができる¹⁹⁾。さらに26日の議会にはパリ県の執行部から派遣されたパストレが、同じ危機感を表明しながら「さまざまな政治的代表的制の帰結である権力の行使と混同されてはならない権利」で

ある請願の権利を「個別の協会」が行使するのを禁止する法令の作成を求める²⁰⁾。この要求が5月9日のル・シャプリエの法令提案へとつながっていった。この日のル・シャプリエは『モニトゥール』の記事と同じ趣旨で演説をはじめた。つまり請願の権利は「自由のうちのもっとも生産的な分枝のひとつであり、社会体を構成する各個人に所属する権利」であるとしながらも、個人の意向は全体によって代表されるほかないのであるから、全体ではなく部分であるにすぎない行政団体や協会がそれを表明することはできないのだと彼は述べる。国民を代表するのは議会であって、協会が集団の名で請願を行うならば、それは議会による代表制という憲法で認められた体制に違背することになるであろう。ところがフランスの「全土で増殖してきた協会」はまさにその請願を行うことでかつての「汚れた団体＝同業組合」になってしまい、「団体につねに付随していた専制」を国民にたいしてふるうことになるだろう。「自由な政体には2種類の権利しか存在しない。市民の権利と国民の権利とである」として、ル・シャプリエは請願を個人によるものに限定して許可し集団によるものを禁止すること、また個人も能動市民のみが請願を行えること、さらには個人であれ集団ではあれ、意見を表明したポスターを公的に掲示してはならないこと、などを内容とする法令を提案した。

この法令が集団的な請願を禁止しようとしていながらも、その具体的な標的が民衆協会であるのは明らかであった。「フランス革命によって創造され自由とともに誕生したいくつもの協会はごく有益なものだった。協会は公共精神を維持し増進させ、啓蒙の進展を容易にした。ところが[……] 討議する団体の形態をとり、市民の個人的な権利を奪うならば、協会は自分たちにとまなうはずの利点をすべて失うことになるだろう。」ここで民衆協会は先ごろ廃止されたばかりの団体つまり同業組合に比定されている。繰り返すならば、党派対立に発する敵意を民衆協会に向けるために、その口実として同業組合が選ばれているようでもある。だが他方では、同業組合と民衆協会とが同じカテゴリーに属する集団として並べて考えられているのだと見ることもできる。というのも自由な政体には市民と国民の権利しか存在しないというあたりは、6月の演説で登場する「国家には[……] 個人的な利益と一般的な利益の以外にはもはやなにもない」という、個別の集団を超えた社会全体のありようにかかわる発想をすでに予感させるからである。さらに社会学的な示唆をふくむことがらに注目しておくならば、ル・シャプリエによると、ある都市のなかで私的な利益が問題になるとき、市民が部分的に集まって討議するとすればそれは「家族会議」にすぎないのだった。これにたいして都市の住民全員が集合すれば、それはもはや家族ではなくなり「社会体」を構成することとなる。その場合ひとつの都市が団体となり、全体としての国民の存在を脅かすことになるだろう。このあたりの議論は、ル・シャプリエ自身が十分に整理して展開しているわけではないのでわかりにくいだが、結局のところ、一方で家族はごく自然で私的な集団としてほとんど無に等しいものと考えられているとともに、他方では地域の共同体である都市は民衆協会とともに全体社会に対立する部分社会

として否定的な視線を向けられるのだといえる。ル・シャブリエの言説で特徴的なのは、このような部分社会にたいする配慮の決定的な欠如であった²¹⁾。

二次的集団への無関心ないし敵意は、同じ演説のなかでさらに具体的な社会空間にかんする見解のかたちでも現れてくる。提案のなかで話題を請願権からポスターの掲示に話題を移したさいに、ル・シャブリエはいかなる個人も、いかなる協会も、いかなる地区もこの権利を有さないとして、その根拠を次のように述べている。「街路や広場 *les places publiques* は〔国民に〕共同の所有物である。それらは誰に所属しているのでもない。全員に所属しているのである²²⁾。」彼の観念のなかでは街路や広場はひとが行き交いまた出会い、交流する場所として機能していない。つまり市民は公共空間から完全に排除されてしまうのである。ここで思い出すべきは、なぜかわが国では「《子ども》の誕生」にかかわる議論ばかりが広く知られることになった『アンシェン・レジームにおける子どもと家族生活』の終わり近くで、17-18世紀をつうじて進行した家族規模の縮小と親密化が、都市空間のなかでの伝統的な社交の形式の衰退とけっして無関係ではなかったことを指摘して、「家族の感情と社交とはあい容れず、一方が他方を犠牲にしてでしか発達しない」と語るフィリップ・アリエスであり、さらにこのアリエスの指摘を受け継ぎながら、街路や広場が子どもの社会化や広く人間のあいだのコミュニケーションにとって重要な役割を果たさなくなり、家族がやがては国家理性の支配のもとにおかれるにいたる過程を明らかにしたフィリップ・メイエルである。ル・シャブリエの言説はこうした歴史的事態の進展を、おそらくは公式に認めた最初のひとつとして記憶されなくてはならない²³⁾。

市民や、ましてや部分的な集団の所有物ではなく国民全体の所有物、ということは国家が管理することになるであろう公共空間に、個別の意見を表明するポスターを貼り出すことは許されない。公共空間はもはや社会化と社交のための場所ではないのである。「教育を掲示することは不可能である」とル・シャブリエはいう。それでは教育の場はどこに求めればよいのか。「教育が獲得されるのは街角においてではない。それは討議することなく議論する平穏な協会においてであり、そこではひとは情念も党派精神ももたずにたがいに啓蒙しあうのである。教育は書物のなかで、結局は健全な哲学が指示する法律をとおして獲得されるのである²⁴⁾。」このたんに行きがかりで登場してきたかに見える発言からもまた、後で扱う問題との関係でたいへん重要になることがらをいくつか読みとることができる。まず「討議することなく議論する平穏な協会」という表現は一読したところでは多少わかりにくい、「討議する」とは議会で法案などを審議するという意味をもふくむ《*délibérer*》という動詞、「議論する」は《*discuter*》という動詞がそれぞれ用いられている。これは9月になって提案される法令を検討するさいにあらためて採りあげる必要のある問題であるが、民衆協会でなされるのが討議であるのか議論であるのかは、この集団の中心的な活動にかかわる重大な問題であり、協회를

攻撃する側にとっても擁護する側にとっても無視することができなかった。ここでル・シャプリエが「討議することなく……」と述べているのは、したがって「平穏な」や「情熱も党派精神ももたずに」と同様に、民衆協会のあるべき（と彼が見なす）姿を規定し明示した強制することに役立っているのだ。

さらに注目できるのは、街路や集会という公共空間におけるコミュニケーションはひととひととの直接の対面関係を前提にしているが、提案者はそうした形式での社会化について否定的、あるいは少なくとも消極的であり、これに加えて活字メディアの読書によるコミュニケーションを推奨している点である。請願権をめぐる議論が紛糾して翌10日にまで持ち越されたとき、ル・シャプリエの提案を支持する立場に回ったブリオワ・ド・ボームスは、個人であれ集団であれ、意向の表明は口頭ではなく書物を書くことで行えばよいとまで述べることになる。フランスのように人口の多い国では個人が意見を伝えるのは困難である、と彼はいう。だからこそ政治的には代表制が採用されるのであるが、コミュニケーションにかんしてこの代表制とまったく同じ役割を果たすのが書物である。「どんな言語を用いるのであれ、また作者が誰であれ、よい書物こそがより多くの知識を広め［……］公の意向をいっそう知らしめ、世論を無視することのない行政官や立法者にたいして、どの程度の規模であれ市民たちが署名した請願がないうる以上に力強く働きかけるのである²⁵⁾」この発言は出版という情報の伝達にかんしてはちょうど逆の地点にあたるところから見ることによって、前日のル・シャプリエの演説に登場した読書による教育を補完的に支持している。われわれはもう少し後で、民衆協会の存在を弁護し発展させようとする側の言説にふれるさいに、同じく書物を利用するのではあっても、ル・シャプリエやこの発言者がおそらく想定しているであろう黙読ではなく、声に出して他者に読み聞かせることが協会における討議と並んで重要な活動とされているのを見ることになる。だがそれにしても、公共空間で直接の対面関係を前提にし、音声でもって展開されるコミュニケーションではなく、家屋の内部に引きこもって沈黙の状態で書物を読むことによる教育と社会化が推奨されるのが、この時期を支配する大きな流れでもあった²⁶⁾。

5月9-10日の請願権とポスターの掲示をめぐる議会に戻るならば、ル・シャプリエの示した法案には激しい反対意見が数多く提出された。2月の場合と同様に、まずはペティオンが、次いでロベスピエールが登場する。だが両名がともに問題にするのは、法令では個人の請願の権利が能動市民にのみ認められ受動市民には許されていない点である。貧しい人間たちを「市民ではないなど」といってはならない。彼らにも名前があり、諸君と同じところに住まいをもっている。彼らから市民権を奪うとして、いかなる人間も当然に有する権利、諸君の社会に住む外国人さえ有する請願の権利を、どのようにすれば奪うことができるのであるか」とペティオンは述べ、「諸君、請願の権利は非能動市民にたいしていっそう格別に保証されなくてはならないのではないだろうか。人間は弱く不幸で窮乏していればいるほど、いっそう頼みを必要とする

ものである。ところが諸君は市民のうちのもっとも貧しい階級から示される請願を受け取るのを拒もうとしているのだ！」とロベスピエールがつづける²⁷⁾。それでもこの反論は、能動市民と受動市民の区別それ自体にたいする批判を超えるものではなかった。そしてル・シャプリエも最終的にはこの反論は受け容れて、受動市民の請願を認めることになる。ロベスピエールはまた、社会の一部分も請願が可能であるとして集団による請願の弁護も行うが、これを許さない提案者の論理に根本から対立する、したがって十分な説得力に富むわけではない議論を展開する以上のことはしない。実はもう少し後になればわかるのだが、将来のジャコバン派の首領は部分が全体社会にたいしてもちうる意味をほとんど理解していないのである。

このときわずかに社会学的に重要な（いうまでもなく社会学はまだ誕生していないのであるが、それでも中間集団論として重要なといってさえよい）発言をしたのは、10日に登場するビュゾーである。この2年のちには追放されたジロンド派のひとりとしてブリッソーらとともに逮捕命令が出て、逃亡のさなかにペティオンとともに荒野で狼の群に食い殺されるという運命を辿ることになる議員は、まず民衆協会などに請願を許すことの危険よりもむしろ許さないことの危険について説くことから始める。3月にアラルド法が成立して以来「商人や労働者、この国のすべての同業組合」のあいだでは「不安」が広まっている。彼らから自分たちの意向を表明する機会を奪えば、かえって危険なことになりはしないか。いささか脅しとも受け取られかねないこの発言にはまず、同業組合が廃止された後の社会の状況が明確に映し出されているといえるだろう。彼の陳述するところでは、市民から自由を奪いあるいは抑圧しようとするれば、それは手易く無政府状態の危険へと向かうであろう。むしろ平穏な議論や請願を許容することこそが法にたいする服従を確保する唯一の手段である。しかしビュゾーが示したのは、このような自由の《力学》、彼自身の言葉を用いるなら「暴動の理論」だけにはとどまらなかった。彼は国民の意向が集団の名でこそ表明されなくてはならない意義を力説するのだ。「無名の市民が作る孤立した意向は無視される。そうではなしに、全般にかかわる意向が同業組合、都市、人民の願望を知周している行政団体、市民の協会をとおして表明されるならば、意見を世論に求めるのを義務とする国王も、これらの圧倒的な請願を考慮しないわけにはいかないであろう。」ここには伝統的な中間集団の弱体化とともに社会的に孤立した個人の状況への理解に加えて、その無力な個人を議会制度とは別の経路で全体社会にたいして代表する部分社会についての役割の認識を読みとることができる。他方でビュゾーは外部に向けて請願を行う前提としての集団内部での議論についても、その社会的意義を充分に知っていたように見える。「困難な状況のゆえに乱されてきた秩序と静穏に戻るのを期待できるのは、賢明で慎重な人びとからなる集会の内部においてである。そこでは知識＝啓蒙が相互に伝達され、理性の声が耳にされて、高揚し錯乱した精神を導き元に戻してくれるであろう。」このようなビュゾーの議論は、われわれも後で採りあげることになるが、民衆協会がその参加者たちの規範の習得、社会化、コミュ

ニケーションについて果たしうる機能を、別の機会にさらに精緻なかたちで注目するブリッソーやラントナスにつながるものであった²⁸⁾。

だがこうしたビュゾーの反論は相対的には少数派に属するものであり、議論はかなり紛糾して2日間にわたったにもかかわらず、ル・シャプリエの提案は、請願権や地区の活動にかかわる最初の15条が、非能動市民の請願を禁止しないことなどの修正を経て縮められて9ヶ条で可決され、貼り紙の掲示にかんする3ヶ条も市民や市民の団体が「布告 *arrêté*」や「審議＝討議 *délibération*」その他命令の意をふくむタイトルをもっては掲示できないと変更されて成立した。「どうすればこのような場面に立ち会って血の涙を流さないでいられるのか、私にはわかりません」とロラン夫人は法令が可決された翌日になって嘆くが²⁹⁾、彼女の嘆きは例外的なものではなかった。成立の直後からマラーが『人民の友』で「憲法委員会は、そして国民議会自身がついにその仮面を投げ捨てて、大胆にもその本性を示した」といつもながらの論調で非難し³⁰⁾、またカミーユ・デムーランが『フランスとブラバントの革命』で5月9－10日の「会議は自由に致命的な一撃をもたらした」と批判を展開する³¹⁾。しかしさらに興味深いのはマルクスも6月の法令にかんしては参照したはずの『パリの革命』である。そこでは無署名であるがプリュドムと推定される執筆者が、とりわけル・シャプリエの「街路や広場は共同の所有物である」という発言にふれて、まさに共同のものであるからこそ誰もが公共空間を使用できるのであり、使用が留保されるならばいかなる個人もそこを歩行することができなくなるではないかと皮肉を述べ、またビュゾーの語った「暴動の理論」にも言及しているのに注目することができる³²⁾。それでも民衆協会や地区の活動を制限する決定的な法令がまずひとつ成立したのだった。同じ提案者はひと月のちに、今度は労働者の団結を禁止する法令をもち出すのである。

3. 不信と敵意（3）— その完成

19世紀に提案者の名前を付けて唯一引きあいに出されることになるこの法令は、3月に同業組合が廃止されて以来とりわけ建設関係を中心とした労働者の動きが次第に過激になりつつあるという切迫した状況も影響したのだろう（「パリでも地方都市でも人びとの興奮 *fermentation* が高まっている」と、この日ル・シャプリエは述べている）、前月の請願権にかんする法令や9月の民衆協会にかかわる法令の場合とくらべるとごく簡潔な説明のあと、さほど重要とも思えない質疑応答を経ただけで可決された（『アルシーヴ・パルルマンテール』でわずか3ページ）。すでに何度か言及した「もはや国家のなかに……」という数行に加えて、同業組合が消滅し、また今後労働者の団体が形成されないとして、これらにかわって「生存のために仕事を必要とするものに仕事を、障害のある者に扶助を提供するのは国民であり、これを代表する官吏である」

と明言されているところが、ル・シャプリエの報告でわれわれの目を惹く。さらに多少のこと
にふれておくなら、報告につづいて全部で8ヶ条からなる法案が朗読されたあとで右翼席から
「それでクラブはどうするのか」という声が聞こえてきたこと、また採択ののちにも右翼席に
いた聖職者の議員が「労働者の集会と同様にクラブも禁止される」という追加条文を要求し、
これにたいしてマルーエが「そんなものは放置しておけばよい。もう臨終が近い」と応じて、
右翼席では喝采が、左翼席では不平の声があがったことは、やはりこの法令が潜在的にはただ
の労働運動の規制をめざしたものではなかったのをうかがわせるに充分であろう³³⁾。そしてこ
れらの野次との関連で、われわれが注目しておいてよい質問をした議員がたった独りではある
が、いることにはいた。

ゴートィエ＝ビオザはこうした法令の重要性を基本的には認めたくて、法令の第1条にあ
るとおりすべての種類の職業の団体が例外なく禁止されるのかと問い、さらに「同一の職業を
もつ人間の集会を禁止する法文と、集会の自由にかかわる憲法の法令とのあいだには不一致が
見られる」と指摘したのだった³⁴⁾。これにたいして提案者は状況の切迫と法令の緊要を繰り返
すだけで、質問に正面から答えずにすまそうとする。しかし質問者のいう憲法の法令とは
1790年11月の「集会および自由な協会の形成の権利」にかんするそのことで、たしかに集
会の自由は一般に認められていたのであるから（さらに9月に成立する1791年憲法の第1編では
「市民が平穩に、かつ武装せずに、警察法規にしたがって集会する自由³⁵⁾」が保証されることになるが）、
ここにはゴートィエ＝ビオザの指摘どおりの不一致がある。カプランはこのときの野次と質問
を採りあげながら、ル・シャプリエの法令が結局のところ市民と呼ばれる存在が集会する「政
治空間」と、個々の労働者が集まる「社会＝経済的空間」との区別を消滅させて、そのどちら
をも禁止しあるいは規制しようとするものであったとする³⁶⁾。この解釈はまちがってはいない
だろう。労働者と市民の区別がなくなるという議論の延長線上には、しかしカプランもおそら
くは気づいていないさらに重大なことがらが見えてくる。全体社会と個人のあいだに介入する
あらゆる個別の結社の存在を否定するのがル・シャプリエたちのめざすところであったとして、
全体と個のあいだにあること、個別の集団であることはここでは職業という属性によって規定
されるというのが、彼らの観念のなかでは当然のことがらと考えられていたのである。いい
かえれば90年11月の法令は少なくとも形式上は否定されたのではなく、労働者も市民として
は集会が可能なのであるが、集会の自由を許される市民とは、そうした職業その他の社会的属
性がいっさい欠如した個人、その意味できわめて透明で抽象的な人間でなくてはならないとい
うことになる。ゴートィエ＝ビオザが指摘し、ル・シャプリエが沈黙のままに通過しようと
した市民と労働者のあいだの「不一致」からは、革命期にめざされた市民の自由というものが帯
びるいかにも抽象的で不確実な性格が顔を現してくるのである。

労働者はル・シャプリエの法令によって「市民」となったのであった。彼は今後は職業とい

う社会的属性に結びついた集団のなかで労働するのではなしに、集団から析出され自身を世界に露出させた個人の資格で労働していかななくてはならないのだ。しかし他方で市民、形式上は集会の自由をふくむさまざまな自由を保障された市民は、カプランのいう政治空間と社会空間の境界線が不分明になった場所にあっては、個別の集団を形成し特定の活動を展開するかぎりにおいて、かつての同業組合と区別のできない存在、つまり法による規制の対象となってしまう。本源的に不確実なものであった市民の自由は、これを社会のなかで具体的で確実なものにかえようとする、すぐさまその場所を奪われてしまうという事態が生じる。つまり市民の形成という目標が高くかかげられながら、その目標を達成する手段は完全に欠如したままなのである。9月になり、長い困難な道のりではあったがついに憲法が成立して、いよいよ立憲議会も解散されるという、その前日に、またしてもル・シャブリエが憲法委員会を代表して提案した法令は、まさに政治的空間を社会的・経済的空間に比定して、そこでの結合関係を無力化させることをめざしたものであった。

労働者の団結を禁止する法令が6月17日に成立した直後には、国王とその家族が逃亡を試みてヴァレンヌで発見されるという事件が起きる。「王国内のほとんどすべての都市に、またいくつかの町や村にも、憲法の友という名で知られる結社が結成された。法令の文面に反して、それらの結社はそれらと提携関係にない他のいかなる結社も認めないでいる。このため以前に存在していたいかなる結社よりも危険で巨大な同業組合が形成されている。それらの結社は許可されていないのに、それどころか法令すべてをも無視しつつ、統治のあらゆる分野について討議し、あらゆる主題にかんして相互に連絡を取り、通達を発し、受け取り、布告を掲示している。そして国民議会そのものも例外ではなく、あらゆる行政・司法機関がほとんどつねにその命令にしたがうほどの支配権を手に入れているのである³⁷⁾。」パリから逃亡するさいの「国王の宣言」に見られるこのようなテキストからは、民衆協会が当時どのような目でもって受け取られていたかを推察できるであろう。国王がパリへ連れ戻され逃亡事件がなんとか糊塗できたかに思えた頃、コルドリエ・クラブに導かれた民衆が国王の譲位などを要求してシャン＝ド＝マルスに集まり、国民衛兵からの発砲を受けて50名もの死者が出る。虐殺事件の前日、7月16日には内部対立が高まっていたジャコバン・クラブがついに分裂し、革命を終結させようとする立場の議員たちはフイヤン・クラブを結成し、ジャコバン・クラブの前身であるブルトン・クラブの設立以来のメンバーであったル・シャブリエもこちらへと移っていた。そのル・シャブリエが提案するのであるから、9月の法令が政治情勢と党派の対立をきわめて反映したものであることは否定できない。しかし繰り返すが、それはたんなる政治闘争の掛け金として登場してきたものではけっしてなく、2月以来しばしば表明されてきた中間集団にたいする敵意の最終的な表明であった。

純粋な動機から自生的に生まれたどんな制度も状況の変化とともに最初の目的から逸脱する

ように、民衆協会もなってはならない「ある種の政治的存在」になり果てた、と報告者は語り始める。クラブや協会は革命がつづいているあいだはつねに有益であった。「ある国民が統治形態を変更するときは、各市民が法務官となって、公のことがらについて全員が討議したその義務を負う。革命を急がせ保証し加速させるあらゆるものが活用されなくてはならない。」だが逆に「革命が終結したときには、国の憲法が確定したときには、[……] すべてがきわめて完璧な秩序に戻り、何ものも制定された権力の活動を妨げず、討議と権力は憲法が指定するところでしかなされず、各人は市民の権利と委任された職務とに充分な敬意を払い、権利を超え出たり職務に害をなしたりはしないでいる必要がある」。ところが民衆協会はまさにこうした活動をつづけている、というのだ³⁸⁾。この革命がはじまった時点と終わった時点とでの協会の活動の意義の対比はすでに5月の段階でも表明されていたが、リュシアン・ジョームが指摘するとおり、1789年に自身がメンバーのひとりとして創立に加担したジャコバン・クラブの「過去」を賞讃するとともに、今ではもはや分裂し自身も脱け出したクラブの「将来」を危険視するという、二重の正当化の必要に迫られたル・シャプリエの立場が映し出されている³⁹⁾。その正当化を可能にするのが、協会におけるいくつかの種類の活動の禁止である。

彼によれば集団の討議という行為は、革命のためには必要であったが、憲法にもとづく代表制が成立すれば議会のみが行えるのであり、これにとってかわろうとする団体は不必要であるどころか危険な存在とさえなっていた。権力とは代表が表明する人民の意志によってのみ構成されるのである。「この原理をまったく純粋なかたちで保全するためにこそ、憲法は国の端から端まであらゆる団体を消滅させたのであり、またもはや社会体と諸個人意外には存在を承認しなかったのである。」また、憲法ではいかなる集団による請願も、貼紙の掲示も禁止されたのだと、報告者は数ヶ月前に自身が作った法令に言及する。もちろん市民が「平穩に」集会することは許されるであろう。公のことがらに関心をもちこれについて「話をする」ことは憲法の維持にとっても重要であり、市民は「たがいに啓蒙しあい、論じあい、自分たちの知識を伝えあってよい」。このあたりも5月に請願の権利をめぐる語られたことの繰り返しである。だが討議はなされてはならないのであった。すでに見てきたように、討議すること *délibérer* は「話をする *parler*」や、この文脈では「報告する」と訳すほうが適当であるかもしれない「論じる *disserter*」、また議論する *discuter* とは大きくことなり、討論に加えて「決議」をふくむ行為と見なされており、そのかぎりで行うことは集会の外部に影響をおよぼすことにつながる。しかし「市民の行為はけっして彼らの集会の囲いを超え出てはならない」のであった⁴⁰⁾。

「討議する協会が外部になんらかの影響力を獲得しようとするのはことの自然のなりゆきである」ともル・シャプリエはいう。とりわけ邪悪で野心ある者たちは協会をわがものにして、他の協会と連絡を取りあい提携を行って、その影響力を拡大してゆくにちがいない。提携の網

の目が成長すれば、「破壊された同業組合」に似た、「かつてよりもはるかに危険な」団体が生まれて、それは議会に並ぶ、あるいは議会を凌ぎさえする大きな存在となる。提携と連絡は討議と並んで民衆協会に禁止されねばならない行為とされることになる。この復活した同業組合はまた、かつて存在した同業組合が加盟する職人にさまざまなかたちで拘束をもたらしたのとまったく同様に、「愛国心にかんして排外的な特権」を打ちたて、ここから「党派に属さない個人にたいする非難、提携していない協会にたいする憎悪」が産出されることになるだろう。彼らはすでに一方で国民の代表や国民の代理となって活動する人びとを中傷し信用を失わせるとともに、他方では多数の善良な市民を攻撃し貶めようとしている（これはあとで見るとおり、民衆協会とりわけジャコバン・クラブの現実の足取りにかんしては、まったくまちがった指摘というわけではなかった）。したがって「道徳と習俗の面においても」協会のあいだでの提携や協会の討論の印刷物による公表はなされてはならない。こうして「協会、クラブないし結社」が官吏や市民に命令を下したり、合法的な当局の行動を妨げた場合、集会を主催したり妨害行為を実行した者は2年間市民名簿から抹消される、請願など「政治的存在の形態をとると見られるあらゆる行為」がなされた場合、関係者は6ヶ月のあいだ市民名簿から抹消される、非能動市民が同じ罪を犯した場合には罰金が科せられる、という3ヶ条からなる法令が提案された。法令そのものは簡素である。しかしル・シャプリエはそのあとで自身の報告を法令とともに印刷することを求め、法令ではごく抽象的にしか示されていない刑罰の対象となる行為の内容が、実は討議、提携、新聞の発行などであることをわからせようとしたのだった⁴¹⁾。

「革命は終結した。私も諸君とともにそう考えたいのだが、諸君がこの命題に付している意味が私にはよくわからない。」ル・シャプリエにたいして立ちあがったロベスピエールの反論は、まず「革命の終結」を疑うところからはじめる。あるいは終結したと仮定しても、そうであるからこそ憲法と公共精神をいっそう堅固なものとしてゆかなくてはならないのではないのか。そしてそのためには、今までは必要であったと報告者自身も認める、憲法を固めるための「もっとも強力な手段」をどうして無に帰してしまわなくてはならないのか。だが革命が終結したのかどうかを争い、なにを用いて憲法を堅固なものにするかを論じているかぎり、見解が一致することはけっしてなく、議論は不毛なすれちがいに終わってしまうことだろう。たとえばロベスピエールのあとで逆に法令案を支持して発言するダンドレによれば、革命を終結させその成果を固めるには「平穏と秩序によって」でしかありえないのである。またこの日の反論について井上すゞや高村学人も指摘するとおり⁴²⁾、ロベスピエールにとっては、民衆協会とそこでの討議が「手段」となってしまっていることにも注意しなくてはならない。もう少し後で詳しくふれる機会があるだろうが、2年後にジャコバン独裁が成立したとき、手段としての協会は独裁の指導者にはもはや不要になり、公共精神を高めるには別のもの（たとえば革命祭典）がもちだされることになるのである。協会に集まった市民のあいだの議論にどのような意義を

見いだせるのか、ロベスピエールには十分な理解ができていないようである。いやそれどころか次のように発言して、彼はその本心を覗かせてしまう。「われわれがおかれた状況では、表向きには祖国の大義に奉仕したのちにいっそう大胆に裏切った何名かの者たちの評判を犠牲にしてこそ、世論は、また公共精神は成長するものである。」一種の居直りともいうべきか、ル・シャブリエが報告のなかで指摘した個人攻撃や中傷など、協会における活動の内容が肯定されるのだ。評価にかんしては逆の方向からなされるが、指摘された「事実」を認めることで結果としては提案者の意見に合流する反論には説得力のあるはずもなかった。議会はこの法令を可決するにいたり、翌日法文にかんする疑義が示されて議論はむしろかえされるかに見えたが、しかし結局のところわずか1語の変更にとどまった⁴³⁾。

5月の議会でただひとり民衆協会の活動の意義に理解を示す発言を行ったのがビュゾーであったが、このときには議会の外でなされた議論に注目しておく必要がある。法令の提案と審議がなされるその前夜に、ジャコバン・クラブでブリッソーの行った演説である。すでに1790年の終わり頃からフランス各地の民衆協会の活動にかんする紹介記事を『フランスの愛国者』に掲載し、5月には請願の権利についてもコメントしていた⁴⁴⁾このジャーナリストは、9月28日の夜に中間集団、しかも旧来のものではなく新しい型の中間集団を構想する、もっとも体系的と呼んでもよいほどの理論を展開する。『愛国的・民衆協会の有益さについて、またこれらを維持し、いたるところで数をふやしてゆく必要について』と題されたこの演説によれば、「革命はあらゆる階級の市民のあいだで協会の数をふやすことによってのみ堅固になりうる」のであり、「平等の精神は協会で官吏と市民とがたえず混じり合うことで保全される」のであった⁴⁵⁾。しかもブリッソーは議員と市民の双方が出会う、開かれた公共空間でなされる議論を、ル・シャブリエの攻撃したようにも、またロベスピエールが居直ったようにも考えてはいない。先に見てきたとおり、これから作成される法律にかんする議論は、成立した法律の学習、あらゆる官吏の監視とともに協会の重要な目的をなしていた。「法律について討議する *délibérer* ことは代表体制においては代表団体にのみ属する、と呼ばれている。討議＝審議するということで法律を作ることと理解するならば、そのとおりである。だが愛国協会はこのような意味で討議を行うつもりでいるのだろうか。協会は法律ではなく法律にかんする意見を発するにとどまっているのだ。そしてたしかに協会はそうした権利をもっている。」2月以来しばしば要求されてきた市民の「法にたいする服従」と法にかんする議論とは矛盾するものではない。「自由な体制において市民は服従するとともに議論もする」のである。そしてこの公共の議論に参加した議員の手で一般意志として議会に伝達され考慮されるのでなければ、いったい法はどのようにして作成されるのだろうか⁴⁶⁾。この点は5月にビュゾーが述べたことでもあったが、こうして二人はただ選挙にのみ頼るのとは別のかたちでの代表機能を民衆協会にもたせようとしているのである。

協会における議論が「異常な影響力」を獲得していると非難されてきたことにはブリッソーも同意する。だがそれは彼によれば「状況のふくむ必然」,「隷従から自由へと移行するさいの危機にともなう混同に必然的に結びついた不都合」にほかならなかった。個人と同様に協会も過ちを犯すかもしれない。しかし、だからといってその活動、とりわけ討議を全面的に否定してしまうわけにはいかない。市民が集会して議員とともに議論することには、もうひとつ重要な意味があるのだ、とブリッソーは語る。これもビュゾーが述べた「暴動の理論」と同じ趣旨であるが、「ひとたび自由を回復した人民が後退するのは困難である。」もし人民が「議論し＝理性を使用し *raisonner* 討論する権利」を奪われれば、不平、不満そして暴動に身を委ねることだろう。「協会は混乱の火床であるどころか、逆に混乱を予防するもっとも確実な手段である。というのも、それは人間の理性を完成させ、それをあらゆる階級に広め、各個人に大量に配分する手段であるからである⁴⁷⁾。」人民がアンシャン・レジームの無知蒙昧から解放された現在、国民教育が話題にあがっている（たしかに、コンドルセたちによる公教育制度の研究がはじまっていた）。ところで子どもには「無償の学校」があるが、クラブはもはや成人して学校へ通う時間のない人間にとって同様の存在となるにちがいない。「この討議する *délibérante* 協会ほどすばらしい学校があるだろうか。」それは他人の話に耳を傾ける能力や議論のしかたを身につける格好の場所である。しかもこうした学習を可能にするのは、協会で展開されるのがたんなるおしゃべりではない討議、つまり責任感をともない一定の結論へと導かれる議論であるからであった。ル・シャプリエのいう情熱に欠けた平穏な議論では実現できない、このような公共空間における市民の社会化にたいしても配慮したブリッソーの演説は、ジャコバン・クラブの名で印刷され配布されることになったが、その場に参会した者の注意をどれほど集めたのかは不分明である。のちになってオラールが集成したクラブの資料にも、なぜかブリッソーの演説については記録がなく、編者が注記しているのみで、演説がなされたという事実以外にはなにも確認することができないままである⁴⁸⁾。

4. « 国家主義的個人主義 »

「それは愛国協会の存在にどのような変化をもたらすであろうか。自信をもっていってもよいが、敵の見解に対応するような変化はいっさいもたらされない。」ロベスピエールは10月5日になってジャコバン・クラブで、1週間前に成立したル・シャプリエの法令についてペティオンが執筆した説明を、この夜議長を務めているペティオンにかわって読みあげながらこのように述べる⁴⁹⁾。たしかにクラブはその後なんの変化を被ることもなく、フィヤン派からの攻撃を退け、その後もいっそうさかんに活動したのだった⁵⁰⁾。ジャコバン・クラブのみならず他の民衆協会も、ブリッソーの期待したとおりその数はますますふえつづけた。後でふれるが民衆

協会は1793年の秋にモンターニュ派の独裁が完成したときになってはじめて、政府の統制下にはいることで自律的な活動を停止し、ジャコバン・クラブがついに閉鎖されるのはさらに翌年のテルミドールのクーデタでロベスピエールたちが没落したのちのことである。6月の法令で禁止された労働者の結社もまた現実の社会では存続したのである。

だがそれにしても、このロベスピエールの説明する「存在」はなんと奇妙な存在であることだろうか。というのも、それは一方で法令によって存在を否定され、あるいは活動に大きな制限を受けながらも、しかしその法令の成立後もある時期までは存在しつづける集団であり、他方でまた現実には存在し活動を継続させていながら、これに敵対する者たちはいうまでもなくそこで活動する者たちでさえも、わずかな例外を除けばその存在意義を十分に理解していたとはとても思えない人物たちによって語られる存在であるからだ。中間集団は1791年の春から夏にかけて否定されながらも存在するが、存在しながらもしかし空虚なものでしかないという、きわめて奇妙なありようを呈することになる。そしてこの存在と非在の奇妙な重なりあいのうちで、後者の側面に目を向けるならば、われわれにはジョームのいうとおりの革命期における中間的段階での市民の編成にたいする不信と敵意、さらには無理解が見えてくる。しかし不信が全面的なものであったとすれば、それでは完全に潰えた同業組合は別として、民衆協会については1791年以降もむしろますますその数が増加してゆくのはどのように説明ができるのだろうか。また他方で民衆協会の存在と活動の側面を強調するならば、レイモンド・モニエのようにこれを「市民の自由でなんら排外的ではない結社」と見なして、それが「民主的な公共空間」であったと結論づけることで、フランス革命期には政治的公共空間が開花したというハーバースの議論を補強することも不可能ではないかもしれない⁵¹⁾。実のところ、われわれにはこのような観点は承服しがたく、ハーバースの公共空間をめぐる議論はむしろ歴史的事実の認識について誤っており、また社会学理論としても何ら説得的ではないのであるが⁵²⁾、それにもかかわらず民衆協会の活動を積極的に評価しようとしたら、91年以後の協会の増殖が93年になって突然に停止し、さらに94年のテルミドールの政変を経て総裁政府期になってもけっして回復するわけではないことを説明するために、外的な政治状況、とりわけ対オーストリア・プロイセン戦争という事態に頼るか、さもなくばブーティエとブートリーのように、モンターニュ派の勝利に貢献した要素のひとつがまさにその頂点に達した時点で制限を受けるという「共和国2年の逆説」と呼んで立ちどまるほかはなくなるであろう⁵³⁾。こうしてわれわれは中間集団の存在と非在、その活力と無力、声と沈黙のあいだでいつまでも堂々めぐりをさせられることになる。

このようにいく重にも折り畳まれた奇妙な存在（であると同時に不在）をどのように理解すればよいのだろうか。6月の法令は労働運動が次第に激しくなってきたという当時の状況に多分に左右されており、マルクスのいうとおり労働者にたいするブルジョワジーからの反撃という

側面をふくんでいたことは全面的には否めないであろう。2月から9月にいたる一連の法令と少なくともその試みが、ヴァレンヌ逃亡からシャン＝ド＝マルスの虐殺を経て、政治情勢が厳しさをますます深まり、ついには分裂にまでいたった党派の対立と無関係ではなかったことも、すでに見てきたとおりである。だがそうではあったにせよ、そうした経済的あるいは政治的な意図が法令をとおして実現していったのは、賛成と反対のいずれの側においても確認できた結社の観念の完全な無視に支えられてのことであった。すぐあとでわかることになるが、このとき人びとの多く、とりわけル・シャプリエもそのひとりである立憲派と呼ばれた議員たちからは、社会の編成から中間的な水準を拒み消滅させようとする観点を見てとることができる。彼らにとってはあたかも、国民の基本的な単位を体現する個人とその国民の意志をただひとつ代表する当局＝国家とのあいだには大きな空隙が存在しているかのようであった。いや両者は密接なかたちでつながっており、空隙さえ存在しなかったというほうが正確であるかもしれない。この場合彼らの構想する「社会体」は国民のみで成り立っており、したがって市民の部分的な集団編成に認められる特権的な位置というものはいっさいありえなかった。ジャコバン・クラブの前身であるブルトン・クラブなる最初の政治結社を結成したなかのひとりや、法令に異議を唱え成立ののちも協会の存在や活動に変化はないと威勢よく見得を切っているクラブの指導者でさえが、集団の意義を理解できていなかったというのは逆説的にすぎる。だがこれが革命期に出来たことなのだった。つまり真の意味で不在なのは、フランス革命期の現実における中間集団ではなく、むしろ部分社会が全体社会と個人との双方にたいして果たしうる役割にかんする認識それ自体であるのだ。この観念における欠如にこそ目を向けなくてはならない。

1791年の数ヶ月のあいだに表面に現れて中間集団にかかわる一連の法令を提案したのはアラルドとル・シャプリエの二人である。すでに見てきたとおり前者はたった一度登場しただけで、その報告も簡素なものであった。後者の報告や彼を支持する議員たちの発言には、民衆協会にたいする敵意は充分に感じとれるものの、それでも言説は短かいものであったり断片的であったり、また報告の他に自身の考えを表明するテキストを公表しているわけでもないの、その背景にどのような観念があるのかまでは直接には明らかにされない。彼らが口にした固有名詞は、おそらくアラルドの報告のなかのテュルゴー程度である。こうした報告がなされる以前に、憲法委員会ではどのような議論がなされたのかも、残念ながら委員会の議事録が残っていないので詳しいことはほとんどなにもわからない。それでも、たとえば6月にル・シャプリエがもはや国家のなかに同業組合は存在しないと述べたあとで「各人の個人的な利益と一般的な利益の以外にはもはやなにもない。市民に中間的利益を教え込んで、同業組合の精神によって市民を公のことがらからわかつことは誰にも許されない」とつづけたとき、報告者はシェースが『第三身分とはなにか』で語ったことを念頭においていたと考えてよいだろう。人間の心

のなかには3種類の利益がある、とシェースは述べていた。「(1) 市民たちをたがいに似たものにする利益。ここから共同の利益の正しい範囲が示される。(2) ある個人をいく人かの他者とのみ結合させる利益。これは団体の利益である。(3) 各人を孤立させ自分のことのみを考えさせる利益。これは個人的な利益である。」シェースは第1の利益を国民の意志の真の目標とし、また最後の利益は社会のなかではたがいに打ち消しあうのでごくわずかな影響力しかもたないとする一方で、第2の利益は公のことがらにとって重大な困難をもたらすものであり、「社会の秩序はたんなる市民が団体のかたちをとって配置されてしまわないことをきわめて厳密に要求している」と論じる⁵⁴⁾。この『第三身分とはなにか』で危険視される団体の利益こそがル・シャプリエの報告では「中間的な利益」と呼ばれるものにほかならなかった。

ル・シャプリエはまず特権階級を批判するシェースの論理に依拠して、労働者の団結を禁止し民衆協会の活動を制限しようとしたのだった。シェースにとってと同様ル・シャプリエにとっても、そしてまたおそらくは大部分の立憲派の議員たちにとっても、国民は共同の、あるいは一般的な利益によって統合される必要があった。個別の団体の発するいかなる種類の拘束からも解放された、自由な市民からなる国民を創設することが彼らに課せられた至上命令であった。このような観点からは、市民の部分的な編成は旧来のものであれ新たなものであれ、二重の障碍と見なされることになる。二重というのはまず、それが国民全体の内部に取り返しのつかない分裂をもたらすからであり、また国民の真の基本的単位となるはずの個人の自由な活動を阻害するからである。「ひとつの社会にはひとつの一般的な利益しかありえない」と『第三身分とはなにか』の著者はいう。「複数の対立する利益に向かって進もうとすれば秩序を設けることは不可能になる。」個別の利益を要求する団体を排除しなくてはならないのは、国民の分裂を避けるためである。中間段階での利益を他のふたつの利益との関係で無視するという発想は、しかし18世紀の後半には新しいものでも特異なものでもなかった。社会のなかに三段階の利益を設定して、とりわけ共同の利益に発する主権が個別の利益によって分割されてはならないことを主張したのは誰よりもルソーであった。「個別の意志の総和でしかない」全体意志と「共同の利益だけを考慮する」一般意志とのよく知られた区別にもとづいて、『社会契約論』の著者はその意志が「構成員にたいしては一般的であるが、国家にたいしては個別的である」ような部分的な結社が成長することで一般意志が被る危険に注目する⁵⁵⁾。あらゆる個別の意志の結合が一般意志を構成していると論じて民衆協会の存在の正当化を試みた2月や5月のペティオンたちの議論が一般意志なるものをよく理解してはおらず、したがって説得力をもちえなかったことをここで確認しておきたいけれども、これとくらべるならば「権力は全体にしか属さない。部分が要求をはじめるやいなや全体はもはや存在しなくなる⁵⁶⁾」と『第三身分とはなにか』で述べたシェース、「代表をとおして表明される人民の意志でもって構成される権力しか存在しえない」と言明した9月のル・シャプリエは、少なくとも主権の分割にかん

しては『社会契約論』の論理について正しい理解を示していたのである。彼らにとっては個別の利益のみを追求する中間集団が一般意志に対抗したりこれを超えたりするのは許されず、そのような行為をなそうとすれば《一般意志の表明》にほかならない法により処罰を受けるのが当然であった。

もっともシェースたちも一般意志が代表されるとする点で、主権が譲渡できないと主張するルソーに完全に忠実であるどころか、理論的にきわめて大きな飛躍を行うことも断っておかなくてはならない。『第三身分とはなにか』の著者は政治社会の形成を3つの時期にわけて考えていた。諸個人が結合することで国民が生まれるが、しかしまだ個人の意志しか作動していない第1期にたいして、第2期になると個人の意志が集まり共同の意志が活動をはじめる。ルソーのいう一般意志である。だがこうして生まれた「全体」が広い範囲の国土のうえに存在し、結合に参加した人間の数も多すぎる場合には、共同意志を自分たちで行使することが困難になるので、これをかぎられた数の人間に委任する必要がでてくる。だがこの委任された者が行うのは代表 *représentation* ではなく代理 *procuration* であるにとどまる。代理はまだ共同の意志の部分的な行使にすぎない。最後に「社会で活動するのが現実の共同意志ではなく代表的な共同意志である」第3の時期がやってくる。代表者は代理者と同様に数の点では全体ではなく一部分 *partie* にすぎないかに見える。しかしそれは国民の共同意志を反映した部分 *portion* なのである⁵⁷⁾。いずれも「部分」としか翻訳のしようがないが、前者が全体を単純に分割した部分であるのにたいして後者は全体を縮小したものと解しておくことができる。こうして一般意志の行使の様式にこだわるのではなく、むしろその性質自体を「現実的な」ものから「代表的な」ものに変更してしまうことで、政治的代表制が採用されるにいたったのだが、ここからは革命期をとおして解決がもっとも困難な問題が生じてくる（たとえばもはや部分ではない部分、全体を代表する部分とはいったいどのようなものであるのか、代表はどうすれば共同意志を精確に映しだすことができるのか。またこの代表者の集団を監視する必要はないのか。あるとすればどのようにして監視するのか……⁵⁸⁾）。

フランスが代表政体を選ばなくてはならないのは、多数の人口をかかえているからだけではなく、またその全員が主権にかかわる能力や時間的余裕をもっているわけではないことにも由来している。別のテキストでシェースは次のように論じる。「まずわれわれの同朋市民の大多数はフランスを統治するはずの法に直接に関与するに十分な教育も余暇ももってはいない。彼らの意見はしたがって自分たちの代表者を選出する点にある⁵⁹⁾。」こうして選出された代表者は部分の代理ではなく全体の代表なのであるから、おのおのの選出団体からその意見の伝達ないし表明を委任されて（より具体的には陳情書を携えて）ヴェルサイユへきた全国三部会の議員とはことなり、国民議会の議員は全体にかかわって法の作成のための議論を行うことになる。「議員が国民議会にいるのは彼らの委任者のすでに形づくられた意向をそこで告げるためでは

なく、集会から各人が知りえた知識によって明らかになった、現時点での意見に従って投票を行うためである⁶⁰⁾。」討議は主権と代表制にかかわる本質的な行為であり、そうであるからこそル・シャプリエは民衆協会での討議を認めず、また討議を行う集団を否認しようとしたのである。これにたいしてブリッソーが討議という言葉の意味を変え、あるいは複数の意味を与えて訴えたのは、法律を作成する議論とは別に法律にかんする議論もありうるということであったが、シェースの代表制にかんする理論からすれば全体に対抗しうる部分という存在はありえなかった。ところで部分と全体との関係を扱った『社会契約論』の同じ章の終わりには次のように述べられていたことには注意しておかなくてはならない。「いくつかの部分社会があるときには、その数をふやし、そのあいだの不平等を防止しなければならない。こうした周到な用意こそ、一般意志がつねにその輝きを失わず、人民が誤りを犯さないための唯一の良策なのである⁶¹⁾。」ルソーによれば、全体に対抗しようとする中間的な団体は社会から消滅させられるのではなく、むしろ数がふえて均衡しあう、あるいはシェースのいう個人の利益と同じく相互に打ち消しあうことが望ましかったのだ。シェースやル・シャプリエはこれに気づけなかったか、さもなくば無視したかに思われる。この点についてはル・クール・グランメゾンが指摘するとおり⁶²⁾、こうしたルソーの提案を受け容れずにすませた立憲派の議員たちはここで「市民にかんする極度に貧しい概念」を露呈するのである。

代表制の問題は別のところでも社会集団の問題につながってゆく。5月に公共空間での貼り紙の掲示が禁止されることになったときのことを思い出してみよう。ル・シャプリエは広場や街路などは誰の所有にも属さず、国民に共同のつまり全体の所有物であるとして、伝統的に地域の共同体の社交が展開された場から具体的な人間が消えることを求めたのだったが、これもまた共同の利益と個人の利益しか存在できないシェースの観点からすれば当然のことだったのであろう。重要なのはここでル・シャプリエがさらに公共空間で人間が直接に対面するコミュニケーションよりも、書物を読むことによる間接的なそれを推奨したこと、また討論のさいに議員のひとりが個々の意見の表明は書物の出版により十分に可能であるとしたことである。とりわけ後者が「フランスのように人口の多い国では……」と述べていたのが興味深い。国土が広くて多数の人間をかかえる国というのは代表制が採用されるための条件でもあったからである。つまり民衆協会をふくむ公共空間での議論を読者公衆のあいだの議論にかえるというル・シャプリエたちの提案は、読者公衆と代表制とを重ねて想定することで両者を具体的なものとして示す試みであったと読みとることもできないではない⁶³⁾。ちなみに『啓蒙とはなにか』のカントによれば、ある人間が「知識人として、読む公衆全体を前にして行う」議論が「理性の公的な使用」にほかならなかったのだが⁶⁴⁾、公衆という存在、これまた代表制とともに実は可視化することが容易ではない、奇妙な存在がひとの意識にあがる時代になってきているのである。だが一方では自身からは離れた議会という場所で代表され、他方では自室にこも

り黙して書物を読むというのは、市民にかんしてなんという冷えびえとした姿であることか。「第一次集会の構成員があまり移動もせずにながいに会い、知りあい、みんなで関係を作れる距離にいるのはよいことである。とりわけ彼らが日曜日には「……」軍事訓練をとおして共同で教えあうことが必要である。」このように市民の社交にたいしてごく冷淡な視線しか向けなかったシェースのことに注意しておいてもよいだろう⁶⁵⁾（さらに付け加えるなら、シェースはブリュメールのクーデタ後の共和国8年憲法の制定のさいに護憲院の設置を提案し、この役職には「政治的階層の頂点にあって、サロンを開催するに充分な収入をもち、ごく良質の仲間をもてなす」ことのできる人物が就任すべきであると語り、政治と社交の関係を見なおすが、ここには当時ともにクーデタに協力したレドレルの影響を見ることができであろうか。だがゴーシェによれば『特権論』の著者の「変節」は嘲笑をもって迎えられただけであり、いずれにせよ社交の重要性に気がついて、この段階ではすでにすべてが遅すぎた⁶⁶⁾）。

団体の消滅はまた、全体社会にたいしてのみならず各市民の自由の完全な実現のためにも望ましかった。ルソーは集団と個人との関係については、全体社会と個別の結社との関係についてほどには多くを語っていない。革命の以前に個人の自由、とりわけ経済的自由を保護するために伝統的な同業組合を攻撃したのは、すでにしばしばその名前が挙がっているテュルゴーであった。1776年に財務総監に任命されて、同業組合の廃止や賦役の廃止などの勅令をふくむ改革に乗り出すテュルゴーにとって、人間が労働することは以前からきわめて重要な意味をもっていた。「いかなる健康な人間も自身の労働によって生活の資を手に入れなくてはならない。[……] 国家がその成員の各自にたいしてなさねばならないのは、彼らの勤勉を妨げ、あるいは勤勉の報償である生産物の享受を混乱させている障碍を破壊することである⁶⁷⁾。」この『百科全書』のなかの項目「財団」は直接には貧民救済の体制を論じたものであるが、『古典主義時代の狂気の歴史』のミシェル・フーコーはテュルゴーの同じテキストに言及しながら「障碍の破壊」という表現のなかに「内部の障碍を作っている同業組合の廃止」と「社会の外部の境界線に絶対的な拘束をしるしづけている監禁の廃止」というふたつのものが重ねられていることを読みとる⁶⁸⁾。施療院に監禁された患者の解放は革命期にピネルの手でなされた（とされる）が、職人＝労働者の同業組合からの解放はこの項目を執筆した20年後にテュルゴー自身が試みることになるのだ。「同業組合が労働、競争や技芸の進歩に対置させている障壁」を取り除くことが必要であり、「わが王国のいかなるところでも[……] 各人にとってよいと思われる商業および手仕事の職を実践することは[……] その性質や条件が何であれ、いかなる人間にも、外国人にたいしてでさえも自由である」と、同業組合の廃止を宣言する1776年の勅令はうたう⁶⁹⁾。もっともこの勅令は、同業組合はもちろん高等法院などからの大きな抵抗に出会い、わずか数ヶ月後に財務総監は免職されて、この勅令も撤回される運命になる。その「哲学者大臣」テュルゴーによれば労働の権利は人間の「もっとも神聖でかつ時効を免れる、第一

の所有物」であるとして、1776年の同業組合の廃止の勅令にある文言を直接に引用しながら、このときの内容によるのではなくただ時期尚早であったことによって失敗した改革をあらためて訴えたのがアラルドであった⁷⁰⁾。

『第三身分とはなにか』の著者はどうであろうか。シェースは1770年から1785年にかけての（つまりテュルゴーの改革が試みられた前後の）時期に、アダム・スミスや重農学派などの経済学の勉強をつづけていたことが知られている。彼が残した草稿にはテュルゴーの名前も見あたり、また同業組合と同じ年に廃止されようとした賦役の問題については直接の言及があるのだが、残念ながら労働の自由については語られていない⁷¹⁾。それでもスミスやテュルゴーから学んだのであるから、労働の問題への彼の関心が並々ならぬものであったことはいうまでもない。「人間は快適な暇つぶしをして怠惰な生活をすごすために政治社会のなかで結合しているのではない。遊びや祭りの規則を作るのとはちがうことをしなくてはならない。自然はわれわれを労働の法則に従わせたのである。」ここには先に見たテュルゴーと共通した労働観を見ることができる。また、例の能動市民と受動市民の区別の根拠のひとつもここに由来しているように思われる。ただし労働への関心はむしろ別の方向へと彼を導く。労働は「政治社会」のなかにもちこまれているのだ。そしてシェースはアダム・スミスの論じた分業＝労働の分化に言及しながら、同じ観念を政治の領域にも適用する。すなわち少し前に引用した箇所にもあったとおり、「法に直接関与するに十分な教育も余暇ももってはいない」多数の市民、別のところでは「労働する機械」とさえ呼ばれる人間と、議員に選ばれる資格のある市民との区別を設定することで、労働の問題を代表制が妥当であることの根拠にするのである⁷²⁾。「1770年以来私はスミスをはるかに超えていた。同一の仕事のなかでの、つまり同一のすぐれた方向での労働の分化を、費用を減じ生産を増やすもっとも確実な手段と見なすだけではなく、職業や仕事の配分を社会状態の進歩にとっての真の原理であると考えていたのである⁷³⁾」と綴られた草稿からは、シェースが政治的代表制なるものを編み出す、その出発点を読みとることができるであろう。とはいえ、労働の観念がまさに彼の構想する社会の基礎にあるかぎりにおいて、労働の自由もまた否定のしようのないものであることは明らかであった。それゆえシェースもまた、1789年7月に提出した自身の権利の宣言草案に「いかなる種類の労働も禁止されない。いかなる市民もみずからが望むものを望むとおりに製造し生産することができる。[……] これら多様な職業において、いかなる個人もいかなる結社も上記のことを妨害したり、ましてや阻止したりする権利を有してはいない」という条文を書き込むことになる⁷⁴⁾。

2月にアラルドが同業組合の廃止を実現させ、また6月にル・シャブリエが労働者のあらたなかたちでの団結を禁止しようとしたのが、このようなテュルゴー以来の労働を社会の中心原理におき、その自由を保証するという発想の延長線上においてであったことは十分に明らかである。さらにル・シャブリエの場合、5月の請願権にかかわる議論のさいに団体が「市民の個

人的な権利を奪う」危険性を指摘し、9月には民衆協会で個人にたいする非難や中傷がなされていることに注意を向けて、協会がかつての同業組合と変わらない存在であるとしたのであったが、ここでは両者の関係が比喩的に語られているという以上に、個人にたいする民衆協会の振る舞いが同業組合の職人にたいする拘束と同じものであるという認識を見ることができるであろう。クラブや民衆協会は、一方では政治的代表制のもとでの議会、国民全体を代表し主権を行使できる唯一の機関に対抗しようとしているとともに、他方では個人の自由を束縛しあるいは損なう、この両面において危険な存在として批判を受けるのである。個人と全体社会との中間に位置する二次的な集団はそのどちらにとっても厄介な存在であった。逆にいうなら中間集団を共通の敵として置いているかぎり、国家と個人とは対立しあう存在ではありえない。それどころか、6月にル・シャプリエが労働者に労働を提供し、貧窮した者に扶助をもたらすのは、今後は同業組合ではなく国家であると言明したように、国家は個人にたいして支えと援助を提供し恩恵をほどこす役割を担うことにさえる。テュルゴーによれば個人にとっての障碍を除去するのは国家の義務であった。主権にかかわる資格のある市民と労働する機械とを区別するシェースもまた、社会は「法の保護のもとで生き活動する市民と、彼らの世話と保護を任務とする後見的権威」とのみで成り立つと述べて、主権からは遠ざけられた存在がそれでも権力からの恩恵を受けとることをけっして否定しない。そしてこの「世話と保護」は権利の宣言の草案では「みずからの必要を充たす力のない状態ないし仕事を見つけられない状態にある市民は、いかなるものも公的扶助を求める権利を有する」というかたちで定式化され、6月のル・シャプリエの言明に直接つながってゆくのである⁷⁵⁾。

これ以降は「あらゆる中間的な団体や教会の権威とは独立して、国家が財産および人身にたいして巨大な権力を行使する」ことになるであろう⁷⁶⁾。このような事態を惹き起こした、中間集団を欠如させ社会のなかに国家と個人しか見ようとしなない観念をなんと呼ぼうか。基本的には『資本論』に依拠しながら6月の法令を論じるジャン・ジョレスは、しかし議会の内外での議論の少なさその他から、このときまだブルジョワジーの階級的利害などというものは充分には認識されていなかったと結論づける。また5月には集団による請願の禁止に異議を唱えながらも、労働者の団結にはいっさいなにも意見を表明しなかったロベスピエールの側でも、やがて産業資本主義の成長とともに鮮明化するであろう階級闘争を予見することはできていなかった。このように述べる『社会主義的フランス革命史』の著者はル・シャプリエを指して、いかなる階級的な配慮ともかわりがない、「集団を許容することのできない国家主義的個人主義者」と規定した。「個人と国家。中間の集団編成は存在していない。これこそがル・シャプリエの社会の構想だった。この法令はたしかにブルジョワジーの利害に役立った。しかしル・シャプリエがとりわけてプロレタリアの武装解除をめざして、6月14日の法令を提案したのだとは私には確信できない⁷⁷⁾。」われわれもさしあたりはこの国家主義的個人主義という呼び

かたにならしておくことにしよう。近代社会における職業集団の再生に期待をかけたデュルケームも、ある論文のなかで「家族、都市、同業組合など、個人を吸収しようとする地方や個別の集団から個人を解放したのは「……」国家である。個人主義は歴史のなかでは国家主義と同一の歩調で進んだのである⁷⁸⁾」と、高等師範学校で同級生であったジョレスに呼応するようなことを述べて、18世紀の末に起きた事態についてまずは基本的に正しい理解を示すであろう。伝統的な同業組合は完全に解体し、労働者の結社であれ政治的なそれであれ、新しい型の集団の形成にいたる道は閉ざされようとしていた。こうして1791年の春から秋にかけての時期に、少なくともひとの観念のなかでは、国家に支えられまた国家を支えもする個人主義が支配的になり、中間集団の存在は全面的に困難なものとなっていったのだった。

5. 失われた世界、実現しなかった社会

結局のところ1791年に中間集団の存在を不可視にしているのは、一方では集団の拘束から解放され自由を、さらには国家による保護を求める個人と、他方では国民主権と政治的代表制の展開にとって妨げでしかない部分社会を排除しようとする国家以外にはなにも視野に入れない観念、中間集団に敵対する側にもこれを擁護すべき側にも共通して確認することのできる社会観なのであった。このような社会観から導き出される社会、各自の利益の追求に専念する個人と、全体の利益の保全にかかわる単独の存在であろうとする国家とからのみなる社会のありさまを、やがて19世紀になってトクヴィルは次のように描くことになる。「私が目にするのは自分たちの魂を充たしてくれるささやかで野卑な快楽を手に入れようとして、休みなく動き回る平等でたがいによく似た無数の人間たちの群である。「……」彼らのうえには彼らの歓びを保証し彼らの運命を見守ることを任務とした、巨大な後見的権力が立ちあがる。それは絶対的で、詳細にわたり、規則的で、予見的で、優しい性格をしている⁷⁹⁾。」これこそが社会には「法の保護のもとで生き活動する市民と、彼らの世話と保護を任務とする後見的権威」しか存在しないとシェースが述べた世界のゆく末である。トクヴィルはこのような個人と国家の出現を、ヨーロッパ社会の平等化の避けることの困難な帰結として想定した。この19世紀における政治社会学の先駆者はまた、しかしそうした社会が全面的に避けがたいのではないとすれば、回避するためのなんらかの方途のひとつとして、アメリカの例を意識しながら政治結社をふくむ市民によるさまざまな結社に期待を寄せたのであった。フランス革命期に中間集団が被った運命は、まさにトクヴィルの呈示する命題を集約的に証明するものであったかもしれない。

だが、これだけがわれわれの結論なのではない。ここからさらにフランス革命から社会学へのなんらかの示唆を受け取るためには、いまだし1791年にとどまって一連の法令によって失われたもの、ありえたけれどもしかし実現しなかったことがらの深度を確実に測定しておかな

くてはならない。ただしこれまで見てきた、意図的であるかそれとも充分に自覚されたものではないかは別にして、中間集団にたいする反発と無理解に支配された言説には、この時期つまり近代社会がまさに生まれようとしている瞬間に市民の集団が再編成されてゆくことにふくまれた可能性を読み取ることはいささかも期待できないであろう。なぜならそこには中間集団が不在のままであるからだ。中間集団がもちえた声を聞き取るには、先に検討してきたものとは別の認識を示す言説の読解が必要となってくる。前節および前々節で多少ふれたとおり、新しく生まれた社会のなかで市民の集会が果たする役割の可能性について、かなりの理解を示す例外的な議論を展開していたのがピュゾーやブリッソーら、やがてジロンド派としてジャコバン・クラブの内部でモンターニュ派に敵対し、93年の春には党派闘争で潰えることになる革命家たちであった。だが彼らのいっていた集団にかんする観念にあらためて立ち戻る前に、時間的には先行し、しかも消滅させられてもはや戻ってくることはない同業組合が失ったものを画定しておくほうが適当であろう。アラルドによる同業組合の廃止と、6月のル・シャプリエの手になる労働者の団結の禁止とは、少なくとも議会の内部ではさほどの抵抗に出会うこともなしに法令化された。繰り返すならば、民衆協会や地区の活動が注目されたときと、労働者の集団が問題になったときとでは、議論は対照的なほどのさまを呈していた。それでも議会の外では、これら3月と6月のいずれの法令にたいしてもまったく反応がなかったわけではなかった。とりわけ激しい反対意見を表明したのは、たとえば「人民の友」のマラーである。

「才能の展開を妨げ不幸な者たちを貧困状態にとどめる束縛から市民を解放すること以上によいことはおそくなにもないだろう。だがこの完全な自由が政治的によく理解されたものであるのかどうか私にはわからない。」このようにマラーはまずアラルド法にたいする批判をはじめ。テュルゴーからシエースにいたるまで共有され、アラルドとル・シャプリエによって実行される観念によれば、労働ないし職業の自由は職人の団結の権利よりも優先させられるべきものであったが、マラーにとっては権利の優先順位は逆であり、彼は同業組合が所属する職人たちにある種の拘束をもたらすこと、つまり集団のもちうる規範的な役割を評価し強調しえする。この規範が弛緩し、職業の自由が恣意的で制限のないものになるなら、職人や商人の利己心を増大させてしまうだろう。「労働者各人が自分のために開業すると、他人のために仕事をしようとはしなくなる。このときからもはや工房も製造工場も商業もなくなってしまう。」職人や商人のエゴイズムは彼ら自身にとっても、また消費者にとっても不都合を惹き起こさずにはおかない。それは一国の芸芸全体を失墜させることで「国家の廃墟」をさえもたらすにちがいない。同業組合の廃止にはさらに別の不都合を見ることもできる。職業と営業の自由が認められれば、仕事に従事するだけの能力を証だてなくともよくなる。その場合には、年少者がある職業に就くための徒弟修業などというものはもはやその必要性を失ってしまうであろう。だが「芸芸の開花のためには弟子たちを6年ないし7年間の厳しい修業にしたがわせるなくて

はならなかった」。このように職人や商人の利己心の抑制と、徒弟修業の必要というふたつのことがらを強調するマラーは、職人（およびその志望者）の社会化を実現する規範的存在としての役割を同業組合のうちに認めているのだといえる。革命の以前から科学アカデミーを批判しつづけていたこのジャーナリストは、特権団体が存続することでもたらされる不都合を充分に知りつくしていたはずであるが、それでも同業組合にかんしてはまだ存続するだけの社会的意義があったのであり、そのためには「悪弊を矯正する」ことを条件にしながらも集団を維持してゆかなくてはならなかった⁸⁰⁾。

その同業組合が廃止されたあとの労働者の新たな団結の問題については、マラーはさほど多くのことを語ってはいない。だが6月18日付の『人民の友』でル・シャプリエの法令にふれたのが、前の月の地区や民衆協会による請願の禁止をめぐる彼の新聞に送られてきた投書を探りあげながらであったことは注目しておいてよい。いつものように立憲議会の所業についてさんざんに悪態をついたあとで、彼はとりわけ民衆協会における「討議」、われわれもすでに何度も見てきたことがらを問題にする。反革命をめざす者たちに導かれた議会の委員会は、協会が討議を行うことで権力を篡奪しようとしているというのを口実にしてその活動を制限しようとした。マラーによれば民衆協会は「抑圧に対抗し、圧政に抵抗するために」討議を行っているにほかならなかった。だが、「抑圧」や「圧政」と彼の呼ぶ事態の解釈と評価を逆転させた立憲議会の立場からすれば、まさに「対抗」し「抵抗」することそれ自体が否定されなくてはならないのであるから、こうした論理が彼らにたいして十分な根拠になるとはとても思われない⁸¹⁾。ただしこの5月の法令の延長線上で6月の労働者の団結を禁止する法令をとらえているのは、けっしてまちがった見方ではなかったともいえる。ル・シャプリエがふたつの法令でめざしたのは「市民を孤立させ、公共のことがらに共同で関与するのを妨げる⁸²⁾」ことであつたと「人民の友」であるジャーナリストは言明するからである。ここには市民の集団形成が圧政への抵抗以外に（あるいは以上に）もちうる大きな意味として、個人を相互に孤立した状態から脱け出させて、より広い社会へとつないでゆくことに眼が向けられている。そしてこの観点を3月のアラルド法にたいする、エゴイズムの規制と職業訓練の場の消失に注目した批判と並べて考えるならば、マラーの最大の関心は中間集団による人間の広い意味での社会化にあったと結論づけることができるだろう。先にル・シャプリエの法令を「国家主義的個人主義」と規定するのを見てきたジョレスは、この時期にはまだ階級利害が明確には理解されていなかったということとの関連で、マラーもまた「6月14日の法令の政治的側面をのみ見ており、経済的側面は見えていなかった」と指摘するが⁸³⁾、しかしそのかわりにアラルド法からはじまり5月と6月のそれぞれのル・シャプリエの法令にいたるまで、このジャーナリストの社会（学）的側面への関心は一貫していたのだった。

マラーの《社会学的な》関心は、しかし、憲法をふくめていかなる法であれ立憲議会で作

成されたものを攻撃し批判するという『人民の友』の方針に呑み込まれ、また野卑としかいいようのない言葉づかいのなかに埋もれてしまう。彼自身の性質と切り離すことができず、その著作に避けがたくふくまれる論争的な傾向のおかげで、結局のところマラーはアラルドとル・シャプリエが提出した「自由主義的でかつ狭苦しいほど個人主義的な文書の示唆するものを理解できずに⁸⁴⁾」、したがって同業組合が伝統的に果たしてきた、また今後も果たせたかもしれない社会的機能の理論的な分析を展開できないままに終わることだろう。それでも同業組合の廃止によって労働者の孤立がもたらされ、また徒弟修業の場が消滅することへの危惧は、マラーの以外にもしばしば表明されてきたことではあった。『人民の友』に現れた批判が断片的で乱雑な言葉を駆使したものでしかなかったとして、たとえば1776年にテュルゴーが最初に廃止を試みたさいに、これにたいして親臨法廷で反論するパリの高等法院の代理訴訟官アントワヌ＝ルイ・セギエが、中間集団をふくむ社会全体の編成のありようにかんしてはるかに体系だった議論を展開していた。フランスの社会は彼の見るところでは、無数ともいえる多様な団体がゆるやかに結合することで成立しており、これらの団体のそれぞれは「大きな鎖をなす輪になっており、その最初の輪が陛下の手のうちにある」という状態で存在している。この鎖の比喩はのちにトクヴィルが「貴族政にあってはすべての市民が農民から国王へとつづく長い鎖をなしていたが、民主政ではそのそれぞれの輪がばらばらにされてしまう」と『アメリカの民主政について』で語っているのを連想させるが⁸⁵⁾、セギエによればその鎖のなかで「それらを構成する者全員の一般的な利益にのみ関心をもつ小共和国」となっている同業組合を廃止することは、個人を孤立させあらゆる工房で一種のエゴイズムを育むことにほかならなかった。なぜなら無限定の自由を許容するなら人間の結合関係は弛緩するが、これにたいして真の自由とは法の権威により規制された自由のことであるからだとセギエは訴える。「真の自由が課す束縛は自由の活用の妨げとはならない。」それはむしろ「独立の結果として生じる濫用にたいする予防」となってくれることだろう⁸⁶⁾。このように社会集団が個人にたいして集団への所属と引きかえに日常生活における結合関係と安全を保障することを根拠にして、同業組合の廃止に異論を唱える試みがなされていたのだった。

セギエとマラーとは同業組合が個人のエゴイズムを抑制する規範的存在としての役割に注目する点で見解が一致している。そしてここからは逆にテュルゴーからアラルド、ル・シャプリエにいたるまでの、個人の職業の自由を根拠にした同業組合の廃止の試みと実現がこの社会から失わせたのがどのようなものであったかが明らかになってくる。フランス革命からほぼ百年を経過した時点で、アノミーの進行する産業社会にあって職業集団がもちうる意義を強調したのがデュルケームであったことはよく知られているが、この近代社会学の創始者がまず中間集団のうちに求めたのも、そこにふくまれる（とされる）道徳的規範の源泉であった。「われわれがそれ [= 同業組合的な組織] が不可欠であると判断するのは、それが経済の面に役に立つから

ではなくして、それがもちうる道徳的影響力のゆえである。われわれがなによりも職業集団のうちに見ているのは、個人のエゴイズムを抑制し、労働者の心のなかに共同の連帯の強い感情を養い、強者の法則が工業および商業の関係に露骨に適用されるのを妨げることが可能な道徳力なのである⁸⁷⁾。」このように語られる『社会分業論』の第2版の序文では、テュルゴーの改革への言及が見られるものの、フランス革命については「18世紀の終わりに同業組合の生命は完全に消滅した」とされる程度であるが、翻って『自殺論』の結論部分に目を移すならば、「今日の社会の病弊をのぞく」ことができるのは家族でも、宗教社会でもなくまた政治社会でもなく「職業集団ないしは同業組合」であるとして、「近年における同業組合の廃止」は「存在していたものを覆し、そのかわりになにものをももたらさず、組合のエゴイズムに換えて、さらに輪をかけて破壊的な個人的エゴイズムをもたらしただけであった。それゆえ近年行われたすべての破壊のなかで、この破壊だけは遺憾とすべきものである」と述べて、テュルゴーが試み革命期に受け継がれて完成した事態を批判するデュルケームがいる⁸⁸⁾。

資料にかんしてはけっして明敏とはいえないこの社会学者がマラーや、ましてやセギエのテクストをじかに読んでいたとはとても想像できない。おそらくは『分業論』の序文や『社会学講義』のなかでしばしば言及されている同時代の経済史学家ルヴァスールの著作をはじめとする二次文献をつうじて、アンシャン・レジーム末期から革命期にかけて起きたことの意味を知ったのであるにちがいない⁸⁹⁾。それでもかつてこの国で国家と家族のあいだに存在していたコミュンや同業組合は「全面的に廃止され、あるいは少なくともごく目立たない状態でしか存続していない」ことに注目して、「この点ではフランス革命は君主政の所産を完成させた」とする、アンシャン・レジームと革命の連続性についてのトクヴィルの議論を思い出させるような『道徳教育論』の記述からは、デュルケームが自身の社会学の核心のひとつをフランス革命のなかに見ていたことは明らかである⁹⁰⁾。ここで彼の同業組合への関心について多少とも詳しく見ておくなら、それは社会学者の経歴のなかでかなり早い時期にまで遡るものであった。1885年に書かれたシェフレの『社会体の構造と生命』の書評では、同業組合の廃止はエゴイズムの爆発を惹き起こすが、現在の社会がおかれた危機的状況を抜け出し、しかも「専制的な社会主義」を回避するための唯一の手段は「同業組合を再建すること」であるとすでに主張されていた⁹¹⁾。また1892年の論文「夫婦家族」においても著者は「家族がしだいに果たせなくなってきた経済的および道徳的昨日」を家族に変わって受け継げるのは職業集団のみであると論じている⁹²⁾。こうした職業集団への期待がさらに増幅されて「同業組合の体制」が必要不可欠であり、とりわけそれは経済的な理由からではなく道徳的な理由からである」と語られるのが、1890年代の講義の記録である『社会学講義』であった⁹³⁾。こうした同業組合のとりわけ道徳的な機能に関心を向けるデュルケームは、この集団が廃止されることで職人や商人の利己心にたいする抑制が弛緩することを危惧する1776年のセギエや1791年のマラーと同じ問題

意識を共有しているといえるだろう。

ここではただし、1791年に生じたことのデュルケーム社会学への影響を見てとり、あるいはそこにニスベットのいうとおりの「社会学の起源⁹⁴⁾」を位置づけることが重要なのではない。当然のことながらまだ社会学というものを知らずにではあるが、マラーたちが同業組合の廃止から読み取ろうとしていたものを、社会学の文脈におきかえるならどのように定式化できるのかを明らかにすることがむしろ重要なのである。さらに逆にいうとセギエやマラーはいずれも、国家に支えられた個人主義が成長して伝統的な共同体社会の破壊を進めようとしている段階で、もはや過去のものとなりつつある集団の社会的意義をいわば《保守的》な立場から語ろうとしているのだということが、彼らと相同な危機意識をいっそう先鋭な、しかしある意味で無力なかたちで示すデュルケームのテキストをとおして明らかになってきもする。先の一連の中間集団にかんする社会学者の言説では、しばしば「職業集団ないしは同業組合の体制」という、ふたつのものの区別が曖昧な表現が用いられている点がなによりも興味深い。つまり彼は工業化以後の社会を採りあげようとしながら、それ以前の共同体のありようを少なくともいくぶんかは準拠点として採用して問題設定を行ってしまうのだ。このことは宮島喬も指摘しており、デュルケームが彼の期待する集団について語るさいにしばしば「職業集団ないし同業組合」という表現を用いている点にも現れている。ここからはデュルケームの中間集団論にある種の「アンビヴァレンス」がつきまとうという結果が生じるであろう⁹⁵⁾。「職業集団は再生しなければならないが、それは旧い同業組合のかたちではなく、新しいかたちをとってである[……]。昔の同業組合は姿を変えなくてはならない。それは国民的なものにならなければならない。国民的な職業の同業組合が必要である」と、デュルケームは1909年の論文「職業道德と同業組合」でも繰り返し力説するが、しかしそれ以上の具体的で説得力のある姿が語られるわけではない⁹⁶⁾。国民的な同業組合とは全国規模で結成される労働者の組合が想定されているのであろう。この点ではデュルケームの中間集団への関心はマラーたちのそれと大きく隔たっている。だが規模については異なるものの、それはやはり個人に必要な道德規範を回復させるものとして期待をかけられているのではあった。

デュルケームのなかに一貫して道德科学への関心を読みとり、その職業集団論には政治結社への言及が見られないするワッツ・ミラーにたいして、クロード・ゴートィエは同じ社会学者の職業集団をめぐる言説のなかに、個人の社会化の審級つまり道德にかかわる側面と、民主社会に向けた人間の市民化の契機つまり政治的な側面とをともに見いだそうとする⁹⁷⁾。この「社会学講義」の仔細な再読にもとづいた議論にはある種の説得力があるように思われる。ピエール・ロザンヴァロンもまたゴートィエの議論に依拠しつつ、デュルケームの「国民的な同業組合」の概念に新たな形式の政治的代表制の可能性を認めるだろう⁹⁸⁾。ここでわれわれはすぐあとに検討しなくてはならないもうひとつの問題、すなわち個人を全体社会へとつなぐ経路にか

かわる問題に遭遇することになる。しかしさしあたりは、この社会学者の関心にあっては職業集団の道徳的機能のみがとまではいえないものの、こちらのほうが政治的機能よりも強調されていたのだとはいえる。しかもいっそう重要なことには、先にふれたとおり国家と個人が同一の歩調で進んだとするデュルケームは、しかし他方で国家が他のいかなる集団にも優先することを認め、道徳を構成する要素のひとつとして「集団への愛着」を掲げ、その愛着の対象として家族、国家、人類という3つの集団のうちで、最初のもは第二のものにたいしては二次的であるとともに、最後のものには有機的に構成された社会を認めることができないとして、国家こそが「存在するもっとも高度な組織集団」であると言明するのだった⁹⁹⁾。同じ社会学者はさらには「ただ個人が豊かな食料を手にするようにすることが問題なのではなく、各人が[……] 不公平で屈辱的な依存から解放されることが問題なのだ。このような活動を特別に担うもの、それは国家である」とさえ述べる¹⁰⁰⁾。彼の職業集団が個人を政治社会に向けて媒介するものであったとしても、それでもやはり自律的な中間集団が国家権力の肥大を抑制するという機能は視野に入っていないのである。デュルケームは同業組合の廃止ということについてはフランス革命期に生じたことがらを充分に把握していたかもしれないが、中間集団にかかわるもうひとつの重大な問題への注目はほとんど欠落させたままであった。

このデュルケームと比べるなら、徒弟修業の必要性を強調したマラーは、立憲議会がかかえている重大な矛盾を明らかにしてくれているといえるかもしれない。なぜなら、このとき人間にとって労働することは市民となるために必須の要件であったからである。ラボー・サン＝テチエンヌによれば、納税額にもとづく能動市民の資格の設定はむしろひとの勤勉意欲を刺激し労働へと向かわせるものであった。そうであるからこそ労働と職業の自由が認められなければならない、したがってまたこれを阻害する同業組合を廃止する必要があったのだが、しかし他方で同業組合の廃止は、その労働のための技術の習得の場所と機会を消滅させることにもつながるかぎりにおいて、この時期に議会が行っているのは、一方で人間の市民化を目標として奨めながらも他方ではその手段を拒むという、論理的にはきわめて矛盾したことがらなのである。だが当の立憲派の議員たちと同様にマラーもまた、これが新しく再生した社会の根幹にかかわる問題であることには充分に気がついていなかったようだ。したがって「人民の友」にはありうる社会化の方途を構想することができず、若年層を厳しい修業にしたがわせることの必要を強調するほかなかった。また6月の法令をめぐっても、それが市民の孤立と公共のことがらからの隔離を招くおそれのあることを指摘したのは正しかったが、しかしまさに当局が禁止するにちがいない「圧政にたいする抵抗」としての集団における討議以外には、彼は市民を連帯させ公共性への関心を引き出すべき手段を呈示することができないままであった。こうしたマラーとの比較でいうならば、すでに見てきた5月と9月にビュゾーとブリッソーがそれぞれ展開した民衆協会の意義にかかわる議論は、伝統的な集団に依拠するのではけっしてない見解を

人間の社会化について示すものであったといえるかもしれない。

職人のエゴイズムの抑制、徒弟修業の必要そして公共のことがらへの関心の喚起という、マラーが3月と6月に、そしてデュルケームが百年を経たのちに強調した集団の役割は、いずれも広い意味では人間の《社会化》ないし市民の形成にかかわる問題であるということが出来るだろう。ところでブリッソーによれば、民衆協会とはまさに市民の形成のために欠かすことのできない集団であった。公教育の制度が整備されるにつれて未成年者は学校へ通うことで市民にふさわしい教育を受けることができるのにたいして、すでに成人となっている者にとっては市民の自由な集会所がさまざまなことを学習する場所となるにちがいない。とりわけ民衆協会の根幹にかかわることであるが、それはおしゃべりに明け暮れる集団ではなくして「討議する協会」であり、この討議へ参加をとおしてひとは他者の主張をよく理解し、また自身の意思を説得力あるかたちで伝えることができるようになるのだった。この民衆協会が一種の学校であるという発想をさらに明らかに示しているのが、1792年になって発表されたラントナスのパンフレット『公教育の重要な一分枝と見なされる民衆協会について』である。教育はアンシャン・レジームにおいては市民よりも人間を作ることを目的としており、しかも専制に服従させるために断片的な知識と偏見をひとに与えるものでしかなかった。革命を経た今日では教育は市民を形成することをめざしているが、それはこれから社会に出ようとする若年層を対象にしたものにはかぎられない。公教育には「もうひとつの重要な分枝」がある。現在成人している者の多くは専制により長いあいだ無知のなかに沈められてきた。したがって彼らのあいだにこそ「もっとも強い知識＝啓蒙を広めなくてはならない。できうるかぎりあらゆる市民が、自由の原理とそれにふさわしい法について知ることができるようにしなくてはならない」とラントナスは述べ、この国の各地に「巨大で、快適で衛生的な場所が建設され、そこではできるかぎり多数の観客を前にして、朗読と講演がなされること」を提案する¹⁰¹⁾。ここで「朗読」と翻訳した lecture はフランス語では「読書」を意味するが文脈からして声を出して書物を読むことであると考えてよい。その朗読に補足的な説明を加えるのが「講演」と著者はいう。ブリッソーやビュゾーが注意を向けた「討議」はここでは問題になっていない。しかし逆に、5月の法令の提案のさいにル・シャブリエが協会での討議を退けて「教育は書物のなかで」行われると述べたときに、おそらくは個人による黙読が想定されていたのだとするなら、ラントナスの提起する朗読と講演は明らかにル・シャブリエに対立しビュゾーらに与するものであった。

民衆協会が市民の学校であるという観念は、ブリッソーやラントナスにとどまらずもっと広い範囲で共有されていた。たとえば『クラブないし愛国協会雑誌』はその創刊号で「愛国クラブは自由な政府にかんする学問が教えられる学校である¹⁰²⁾」と宣言するが、革命期のパリにおける民衆協会の研究の先駆者のひとりであるブルダンによれば、同様の表現はいくつもの協

会で用いられていたという¹⁰³⁾。後の時代になってトクヴィルがデモクラシーの進展した社会において結社の果たす役割について、さらにとりわけ政治結社の意義について次のように述べるのを読むと、革命期に民衆協会の周辺で構想されていたことはますます明確に見えてくるだろう。先に見てきたとおり、トクヴィルによればデモクラシーは社会を構成する「鎖の輪」をばらばらに解体して個人を孤立させるが、そうした状況で社会的紐帯をあらたに創出することが求められるのであった。「政治は結社の愛好と習慣を一般化させてくれる。それは単独で生きていたかもしれない多くの人びとに、結合することを望ませ、またその技術を教えてくれる。[……] 政治結社はしたがって、あらゆる市民が結社一般の理論について学びにやってくる、無償の大学校であると見なすことができる¹⁰⁴⁾。」こうして継承されていったかに見える「学校としての政治結社」というメタファーからは、18世紀の末に民衆協会がどのような役割を果たしたのか、また逆に中間集団を敵視する革命期の大多数の人間たちがなにを欠落させていたのかがわかってくる。マラーは同業組合の廃止にともない徒弟修業の場の失われるのを懸念することで、人間の市民化を唱いあげながら、その市民化の重要な条件である労働を習得する場から人間を閉め出すという、立憲派の矛盾を告発したのであったが、これと同様に、あるいはさらに一般的なかたちでもってブリッソーやラントナスは、当時の中間集団にたいする敵意の拡大によって社会から消滅してしまうものを指し示しているのだ。

あらためて5月のビュゾーの言説に戻るならば、彼はここで地区や民衆協会にかんしてもうひとつ、市民の社会化の場としての役割とは別のことがらにも注目していた。5月の議論で焦点になっていたのは集団による請願の禁止という問題であり、ル・シャプリエたちによれば中間集団による請願行為は、代表制のもとでは国民の意志を反映する唯一の機関であるべき議会に並び競合することにつながるものであった。彼らの観念のなかにはもはや「国家と個人」しか存在していない。だがまさに社会がそのような状態になっているからこそ、孤立し無力な個人の真の意志を議会に届けるために、地区や民衆協会その他の集団が選挙とは別の、しかし重要な回路となりうることをビュゾーは主張したのであった。つまり中間集団が個人の社会化について大きな役割を果たすと同時に、その個人の意見をより広い範囲へ、あるいは全体社会に向けて確実に伝達するという役割も担っている点に注目がなされているのである。この集団のふたつの社会的機能は、集団の活動が展開される方向についても、またその内容についても明確に区別することができるだろう。後者は個人と国家とを媒介するのであるから中間集団 *le groupement intermédiaire* という語の本来の意味によりふさわしいものだといえるかもしれない。同様の発想は9月になってブリッソーが民衆協会の「討議」について述べることもまた確認することができる。民衆協会における討議は市民の形成にとって必要な手段であったが、だがそれ以前に市民と議員が同じ空間に集まり法について議論することは、議会で法が審議され成立するために欠くことのできない前提でもあった。「立法府がそれ [=公共でなされ

る議論」を参考にしなければ、どのようにして一般の意見、一般意志を知ることができるのか。またわれわれの愛国協会において以上に、一般意志を参考にし確実に手に入れることができるというのだろうか¹⁰⁵⁾。」繰り返すことになるが、ここでブリッソーは議会に対立する集合的存在を作ろうとしているのではない。そうではなくパトリス・ゲニフェーの言葉を借りるなら「権力と社会の分節化¹⁰⁶⁾」が構想されているのである。ル・シャプリエの背後にいないはずのシェースの代表制にかんする理論によると、国民の意志は投票により選ばれた「国民の代表」が集まって行う討議のなかで十分に明確になるはずであった。そしてこの議会のみがそうした機関でありえたのだが、ブリッソーは意志を伝達する手段を複数にして、いっそう確実な法の形成を測り、また場合によっては生じるかもしれない単独の議会の過誤を修正することを提案しているのである。「自由な人民のあいだでは議論に終わりというものはけっしてない。自由は議論によってのみ存在し沈黙はその消滅を告知する」と、彼はのちになっても書き残すであろう¹⁰⁷⁾。

ブリッソーが民衆協会の目的として3つ目にあげていた「官吏の監視」という活動も、官吏という語を広い意味でとるなら、議会や政府の独走や過ちの修正、あるいは少なくともそうした事態にたいする抑制と予防につながっていると見ることができる。そのためにこそ議員と市民とが同じ場所に集まり出会うことが必要でもあるのだ。「平等の精神は協会における官吏と市民との永続的な交じりあいによってのみ保持される¹⁰⁸⁾」というのがブリッソーの考えであった。民衆協会はだれにとっても開かれた空間である。このやがてジロンド派の中心人物となるジャーナリストもまた、ル・シャプリエやシェースたちが憎悪に向けた「団体の精神」にたいしては否定的である。「たったひとつの階級の公的な人物にしか開かれていないいかなる協会もたちまち団体の精神に毒される¹⁰⁹⁾。」それは内部に秘密をはらみ、陰謀と腐敗を呼び起こすにちがいない。これは直接には「個別のクラブ」つまり7月にジャコバンクラブから分離して設けられたフイヤン・クラブを批判してのことであり、ことごとく団体を消滅させようとしたル・シャプリエたちこそが団体の精神に犯されているとある種の皮肉を述べているのだが、同時にまた彼ら議員が支配しようとしている議会の現在のありようを批判していると受け取ることもできる。そして議会であれフイヤン・クラブであれ、市民から切り離され閉ざされた集団がもたらす危険に対抗できるのが、あらゆる人間に解放された空間としての民衆協会なのである。このようにしてブリッソーは（あるいはビュゾーやラントナスらをふくんでいうなら、セルクル・ソシアルを中心としたジャーナリストたちは¹¹⁰⁾）、同業組合の廃止と労働者の団結の禁止により市民が公共のことがらから離れることを危惧したマラーが、それでも旧来の集団にしか目を向けなかったために完全には展開できなかった議論、中間集団の果たすべき社会的機能にかんする一種の「理論」をほぼ完全なものとしたのであった。

同業組合が個人のエゴイズムを抑制しなんらかの規範を示しうるものが、アンジャン・レ

ジーム期にすでにセギエによって自覚されていたように、中間的な集合体が中央集権化を進める国家権力にたいして対抗勢力になりうることもまた、いく人かの思想家の知るところであった。たとえば君主政体においては中間的権力が政体の専制化を防ぐ重要な役割を果たすと説いたのはモンテスキューである¹¹¹⁾。ブリッソーたちがモンテスキューからどれほどのことを学んだのかはさだかではない。複数の集団からなる多元的な政治社会の構想については、ゲニフェューも指摘するように、むしろ革命のはじまる直前に訪れたアメリカ社会の影響のほうが大きかったというべきであろう¹¹²⁾。そしてこの予想がまちがっていないとするなら、ブリッソーはまさに後の時代のトクヴィルがアメリカで発見するものを先取りしていたのだということができよう。なぜならすでに見てきたとおり、トクヴィルにとって政治結社は市民の「無償の大学校」と呼ぶべき存在であったが、しかしそれ以上に民主政のもとで進展する権力の極端な集中、画一的な支配の全体社会への浸透といった事態を制約するものであったからである。「民主政の国では、政治結社は国家を制約しようとする唯一の強力な個体となっている。それゆえ今日の政府は、かつて中世の国王が王国のなかの大領主を見たのと同じ目でこの種の結社を見ている。すなわち一種の本能的な恐怖心をいだき、あらゆる機会にこれとたかっているのだ¹¹³⁾。」このように結社の意義に注目するトクヴィルは冒頭でふれたように、中間集団を欠如させた（したがってまた別の面ではこれを必要とする）社会の原点をフランス革命のうちに認めていたのだったが、彼の議論は断片的なままにとどまっているので、この時期のどのような水準の問題に目を向けているのかはわからない。ましてやトクヴィルがブリッソーたちのテキストを読んでいたとは想像しにくい。他方でフランス革命期には、とりわけこの1791年の段階ではせいぜいのところシェースのいう「後見的権威」、これを受けてル・シャプリエのいう同業組合にかわって労働や扶助を与える国民の政府という程度で、肥大化し無制限な権力をもつ国家というものは、まだ明確な姿をもって現れてきているとはいいいがたい。トクヴィルの議論でさえもがこの国が恐怖政治、さらにはナポレオン・ボナパルトの帝政を経験したあとで、アメリカを旅行してきた目から生まれてきたものであった。学校のメタファーについてもアメリカ社会への関心についても、トクヴィルとブリッソーを結びつけているのはたんなる偶然にすぎないのであろう。われわれは両者のあいだに影響関係を見ようとしているわけではないが、それでもブリッソーたちが1791年の夏に起きた事態から問題を読み取っていた例外的な明敏には驚くべきものがある。

ところで19世紀半ばのトクヴィル、さらに不十分なかたちではあるが職業集団に期待をつなごうとした19世紀末のデュルケームを経て、20世紀になるととりわけ前者の影響が大きかったと推測されるが、中間集団の問題は大衆社会論の範囲であらためて採りあげられることになる。なかでも『大衆社会の政治』のコーンハウザーは大衆社会をふくむ4つの社会類型を呈示したうえで、それぞれにおいて中間的＝媒介的な社会集団に内在する「力」が「強い」か

「弱い」か、また「包括的」であるか「非包括的」であるかというふたつの次元で分析を行った。すなわち（１）共同体的社会では中間集団が強いと同時に包括的であり、（２）多元的社会では強くかつ非包括的であり、（３）全体主義社会では弱くかつ包括的であり、最後に（４）大衆社会では弱くかつ非包括的である。「包括性」とは、コーンハウザーによれば「集団がその成員の生活のあらゆる側面をどれほどに囲い込む」かで決まる性格である。力の弱さと強さについては包括性に対応する適切な表現が用いられてはいないが、「中間的な社会組織の力、とりわけ自律的な権力の中心として活動する能力」とあるので、ここでは「自律性」と呼んでよいかもしれない¹¹⁴⁾。そしてこのような見取り図を示した後でコーンハウザーは、中間的な関係が弱く非包括的な社会の例としてフランス社会をあげるのだが、われわれが見てきたのはこのフランス社会の起源、さらには大衆社会の起源なのであった。逆に以上の図式と用語を用いるなら、テュルゴーにはじまりシェースを経てル・シャブリエの言説に結実する、個人の自由を最大限に認めるために同業組合を廃止する発想は、この集団のもつ包括的な性格を否定しようとしたものであり、国民代表制とのかかわりで国家に対抗するおそれのある集団を避けようとしたのはその自律を極度に逡巡しようとする試みであり、しかもそれは1791年の段階で少なくとも法令のかたちをとって実現し、その後のフランスの政治社会の「大衆社会的な状況」を準備したのだった。これにたいしてブリッソーたちごく少数の例外的な論者、また彼らと偶然ながら論点が一致するトクヴィルは、まさにル・シャブリエたちの「国家主義的個人主義」から帰結する事態を見抜くとともに、衰退した旧来の共同体にかわるあらたな形式の集団（個人にたいしては非包括的であると同時に、外部とりわけ国家にたいしては自律的な）集団の可能性を追求していたのであった。そしてこの可能性こそが1791年に、あるいは次節で見るとおりその後の2年間で完全に失われていったのである。

同業組合の廃止に反対したマラー、百年ののちに同じ事態を遺憾として職業集団に期待をかけたデュルケームとともに、主としてエゴイズムの抑制を中間集団のうちに見てとっていた点で、ある種の社会学的な関心を示しながらも、明らかに旧来の集団の包括性に目を向けているほどには新しい集団のもつ自律的な性格には関心を示していない。その意味では彼らはコーンハウザーの類型にならえば共同体的社会のありように依拠した、したがって後ろ向きの批判を行っているにすぎなかった。さらに付け加えておくと、ロベスピエールは人民の声を代弁すべき存在としての民衆協会の意義を強調する他方で、協会の内部での個人攻撃や中傷などをル・シャブリエに指摘されたときには、あたかも居直るかのようにそれを肯定したのだったが、外部にたいしてと同じく内部にたいしても「強い」集団、マラー以上に強い共同体的社会の像が彼のなかにあったのかもしれない。あるいはやがてモンターニュ派の独裁が確立したときには、民衆協会は政府の完全な統制のもとにおかれることになり、結局のところ中間集団は政治権力の獲得のための手段にすぎなかったことが明らかになるが、ここで集団の自律がさほどの

意味を認められてはいないのだとすれば、ロベスピエールたちの言説から導き出せるのはむしろ「全体主義社会」の萌芽とでもいうべきものであった。いずれにせよマラーとロベスピエールとは、旧来の集団の包括的な性格にこだわりつづけることで、新しいかたちの中間集団の意義をとらえ損ねたままにとどまらざるをえなかった。こうして1791年における国家主義的個人主義の表面化は、これに政治的には反対の立場の者もふくめて大多数が真の意味を充分には理解できないうちに、旧くから存在した社会の構造をそれが再び戻ってくることがないほどまでに全面的に消滅させるとともに、革命を機会に発展しえたかもしれない多元的な社会の可能性をことごとく排除してしまったのだった。

6. 不信と敵意（6）— その後

この年に明確なかたちをとるにいたった中間集団への不信と敵意はその後フランス革命期をとおして継承されてゆく。同業組合は廃止されたのち復活しはしなかったものの、9月のル・シャプリエの法令は協会の存在にいかなる変化ももたらすことはないとロベスピエールがジャコバン・クラブで広言したとおり、民衆協会は少なくともその後しばらくは衰えるどころかその数をますますふやし活発な活動を展開した。翌92年の6月になって立法議会の演壇に上がりあらためて協会を攻撃するデルフォーはその数を800と数えるであろう¹¹⁵⁾。実は数字はデルフォーの想定していたのをはるかに超えており、再びブーティエとブートリーの計算にもどるなら1791年に新規に創立された協会だけですでに800にのぼっていた¹¹⁶⁾。それでもこの議員の演説には、ル・シャプリエの法令にもかかわらず衰えることのない協会の活動を前にしておぼえたのであろう危機感があふれている。デルフォーによれば民衆協会は「あらゆる政治社会の歴史に現れたなかでもっとも強力で、少なくとももっとも驚くべき」団体、「無政府状態と反革命の中心」さらには「政治的怪物」と呼ぶべきまでに成長している¹¹⁷⁾。彼は市民が「自由かつ平穏に」集会する権利まで否定しようとはしていない。とりわけ彼らを孤立させいかなる交流も妨げるのが専制の本質なのであるから、集会は自由な国家において不可欠である。協会が革命にたいして大きく寄与したことも否定できない。だが憲法が完成したときにはその責務は充たされたのであり、その支配は停止しなくてはならなかった。このように半過去の時制を並べることもふくめて前年のル・シャプリエの論理をほぼ踏襲して、デルフォーは民衆協会の非難をつづける。「諸君、いつか街頭で、あるいはどこかの広場で市民の集団が政治について討議し、起立か着席で法令案に投票しているのを見かけたら、諸君はなんと思うだろうか。諸君はおそらく即座にこの新種の国民議會を解散させるであろう¹¹⁸⁾。」このように「討議」という語の意味を意図的に変更した協会の活動の否定もまた、ジョームが指摘しており1年前に繰り広げられたのと同じものであった¹¹⁹⁾。デルフォーの演説で特徴的なのはこ

の討議と並んで、あるいはそれ以上に協会のあいだの「提携」がもたらす弊害が強調されていることであろうか。この点には民衆協会の全国規模での増殖にたいする警戒心の強まりを読み取ることができる。こうしてこの議員は「1791年9月29－30日の法令」の不備を補うために、「協会、クラブないし結社のあいだでのいかなる提携、連盟契約、通信も禁止される」という第1条からはじまり全部で5ヶ条からなる法令を提案しようとしたのだったが、しばしば抗議や野次に妨げられ、演説自体を最後まで終了させることさえできないままに降壇を余儀なくされる。この状況はル・シャプリエのときとはまったく逆であった。彼や彼の意図をついだ議員の意図を裏切るかのように、協会の政治活動への関心が高まってきたのである。

だがこの1791年以降も成長をつづける集団は、対プロイセン・オーストリア戦争が開始し（1792年4月）、王権が停止されて（8月）、共和国が樹立され（9月）、さらに国内でもヴァンデをはじめとして反乱が勃発して（1793年3月）政治状況が険しくなるにつれ、内部では論敵を非難しあるいは排除する闘争が激化し、91年の9月にロベスピエールがル・シャプリエを前にしてみずから認めたとおりの「裏切り者を犠牲にする」ことに熱中する集団と化して次の道を辿ってゆくだろう。民衆協会における討議の意義を説いたブリッソー自身が、92年の秋以降はもはや理性的な議論ではなくなった囂囂たる非難の嵐に直面することとなり、やがて彼らの党派はジャコバン・クラブから排斥され、ついには逮捕・処刑されることとなる。さもなくば同じく市民の「学校」を構想していたラントナスは、モンターニュ派による粛清を生きのびるが、そのぶん協会による世論の形成よりは検閲に関心を移すことで、二次的集団の外部にたいする自律よりは依存を、また内部に向けては統制や拘束を強調するにいたる¹²⁰⁾。そして1793年憲法、いわゆるモンターニュ派憲法が成立したものの10月には停止されて「フランス政府は平和が到来するまで革命的である」ことが宣言され、さらに公安委員会の独裁を認める法令が布告されたとき、「すべての会議または中央集会は〔……〕民衆協会によって設けられたものであっても〔……〕廃止され、かつ明白に禁止される」にいたるのである¹²¹⁾。この最後の法令を提案するビョー＝ヴァレンヌは「いかなるよき政府も、その動きを末端部にまで拡大するためには意志の中心、それに直結した手段、またその手段が働きかける二次的団体を必要とする」と述べて、中央集権的で国家と人民とが無媒介につながる政治社会を構想し、民衆協会さえもがこの直接の関係を妨げるものとして「陰謀家のお好みの仮面」に墮していると非難する¹²²⁾。

「民衆協会にはいつも人民がいるのだろうか。否。怠惰な者たち、悪意ある者たちのみが協会で討議しているときに、人民はその工房にとどまっている。」ビョー＝ヴァレンヌを追認するかのように、ロベスピエールは翌年になってジャコバン・クラブでこのように語り、民衆協会がやはり彼にとっては権力闘争のための手段でしかなかったこと、また独裁に到達した今となってはその手段として意味も失ったことが明らかになる¹²³⁾。フランス政府が平和の到来ま

で革命的であると宣言したサン＝ジュストの民衆協会にたいする評価はさらに厳しい。「民衆協会はかつては平等の殿堂であった。[……] 民衆協会には人民が代表者と結合し、彼らに知識をもたらし彼らを判断しているのが見受けられた」と、「恐怖政治の大天使」は91年のル・シャブリエや翌年のデルフォーとまったく同様に半過去の時制を反復させながら協会のことを語る。「だが民衆協会が狡猾な輩で充たされ、彼らが立法府や省庁、軍の司令部での昇進を大声でもって熱望して以来、協会に官吏や市民があまりにも多くなって以来、人民は無価値になっている¹²⁴⁾。」この言説からはそのフランス革命への純粋で大きな期待にもかかわらず、現実が意図と願望から次第に逸脱しあるいは墮落しようとしており、彼自身の言葉によれば「革命は凍った」ことを予感しつつある、サン＝ジュスト自身の深い落胆、やがて半年ののちには現実に経験することになる絶望の先取りのようなものを読み取るべきであろうか。そうではあるにしても、ここでもまた民衆協会が本来なら果たすべきであった役割をもはや果たしていないことを彼が認識しているのは明白であり、その点ではロベスピエールやビョー＝ヴァレンヌの観点と一致することになる。民衆協会はすでに手段でさえなくなってしまった。彼らは共和国を強固なものとするために別の方途を見いださなくてはならず、その方途はたしかに最高存在の祭典をはじめとしていくつか見つかるのではあるが¹²⁵⁾、しかしそれは恐怖政治の過激化をもたらすものでしかなく、最終的に完全な失墜へとゆきつくのである。

1794年の夏、テルミドールの政変からひと月あまりを経過した頃、議会には各地の市町村や民衆協会からは国民公会があらたな革命を実現したとしてこれを讃える祝詞が多数届けられ、今しがた打ち倒したばかりのロベスピエール一派の「罪状」を（捏造もふくめて）並べ立てることでみずからの正当であることを証し立てようとする、バチコのいわゆる「テルミドール派の言説」があふれかえる¹²⁶⁾。そしてまさにこのような状況のもとで民衆協会およびその提携関係の中心であるパリのジャコバン・クラブの処遇が問題となってくる。フリュクティドール24日（9月10日）、この日もいくつかの祝詞が紹介されたあとで、しかし「あまりにも有名な一協会、王権の転覆を強力に助けたが、もはや転覆すべき王権は存在しないので公会を転覆しようとしている一協会」つまりジャコバン・クラブを閉鎖するか、少なくとも公会議員がその会合に出席するのを禁止することが提案された。ラントナスなど異議ないし疑念をさしはさむ者はむしろ少数で、「諸君はあらゆる団体を廃止した。これらはその本質からして共和国の体制に反する者であった」と、3年前のル・シャブリエの発言を思い出させるかのようなことをいい、さらに「民衆協会は世論をいささかも指導してはならない」と述べるデュラン＝マイヤーヌの発言のあとで、議会は提案を委員会の検討と報告に委ねることを決定した¹²⁷⁾。その日のジャコバン・クラブの会合には大きな動揺が見られる。しかし、自分たちがロベスピエールを受け継いで恐怖政治を実行しようとしているというのは中傷にすぎないと繰り返すばかりで、かつてのブリッソーのような「集団理論」はもはや登場してこない。それどころか彼の構

想を忘れたのであろうか、協会の汚名をそそぐには「民衆協会は貴族や連盟主義者、王党派を監視するために設立されたのであり、政府を監視しようとしたのではない」ことを明示する必要があるという発言さえ出てくる始末である¹²⁸⁾。この日の決定を受けた代表が翌日には議会へ向かい陳情を行うが、ここで展開されたのも国民公会の功績を讃えるとともに、自分たちが公会に忠実な「抑圧された者たちの本物の避難所」であったと語り、さらに地方の協会が示す存続への期待を伝えるだけの、きわめて乏しい内容のものでしかなかった¹²⁹⁾。

ヴァンデミエール 25 日 (10 月 16 日) には、協会のあいだでの提携や通信が政府を破壊し共和国の統一に違背するものであるとしてこれを禁止する法令案が上程される。この日の議論は 91 年の 5 月と 9 月のそれを再現したかのようなさまを呈した。あるいは体制はすでに立憲君主政から共和政へと大きく転換しているのだが、一見したところの大きな差異にもかかわらず、結局のところ採用される国民主権と代表政体との関連で民衆協会の性格づけが争われ、「恐怖政治からの脱却」の過程を分析するなかでこの日の議論に注目するパチコによれば、極度の個人主義にもとづくとともに全体の一致を優先させるという、この国の政治文化に一貫した性格があらわになる¹³⁰⁾。賛否いずれの側もまずは 89 年の権利の宣言から出発して集会の自由を基本的に尊重しようとする。したがって「われわれが攻撃しているのは協会ではいささかもなくて協会を苦しめている悪弊である。すべての協会を監視することが、市民各人のもつ権利の平穏な行使を保証するのである」と法案に賛成するひとりのテュリオは述べる。彼らによると悪弊はふたつ存在している。ひとつはテュリオの前にルーヴェルが示していたのだが、民衆協会が提携と通信をつうじて大きな影響力をもつにいたり「異端審問の協会」になってしまっているという点である。これは 91 年にル・シャプリエが繰り返し表明した懸念であったことを思いかえしておこう。さらに重要なもうひとつの悪弊は、法案に異議を唱える側のティボードも認めるのだが「これらの協会が恣意的で直接かつ圧政的な影響力を政府におよぼす可能性がある」ということである。一般意志を単独で体现すべき政府ないし議会に並ぶ政治的存在を許してはならないということもまた、3 年前からの論点であった。これに 92 年以後の標語である「単一不可分の共和国」が加えられることで、国制が変更されてもその構造は変わっていないことが確認される（「民主的共和国、不可分の共和国、これがわれわれの社会契約である」と別の議員はいうだろう）。こうした議論を締めくくるかのように、テュリオは「人民は協会のなかにはいない」と数ヶ月以前のロベスピエールやサン＝ジュストとまったく同様のことを述べて、さらに「主権は国民の普遍的性格のうちに存在する」と明言するにいたる。立憲議会から公安委員会を経てテルミドール派の国民公会にいたるまで、大多数の者たちの観念はまったく同一の水準にとどまっているのだ。この点に気づいたのであろうか、「この 5 年以来祖国の敵と手を組んだ圧政者たちの計画は民衆協会の破壊を企ててきた」と語り、さらに「墮落と恥辱の日々にシャプリエとその仲間が協会に足枷をはめ自分たちの流儀で組織しようとした」と指摘した

のは反対者のひとりのルジュンヌであった。しかし彼は現在問題になっているのは協会の活動の一部を禁止する法令であって、協会そのものの消滅をめざすそれではないとたしなめられ、最終的にこの法令は可決される¹³¹⁾。

さらにひと月のちには決定的な事態が発生する。ブリュメール 22 日（11 月 12 日）になって議会はパリのジャコバン・クラブの活動の停止とクラブが使用していた建物の閉鎖を決定するのである。ただしこのときの決定はいささか奇妙な論理によるものだった。つまり「われわれは民衆協会をいたるところで認可する必要があると考えていた。共和国の政体に固有のものだからである」と、合同で検討にあたった 4 つの委員会を代表する提案者はまず述べる。だが「われわれはジャコバン協会のうちにいささかも真に、また純粹に民衆的な協会を見ることはできなかった¹³²⁾。」今回は二次的集団全般というよりは特定の、恐怖政治を生み出したおぞましい集団にたいする敵意と憎悪からであろう、提案された法令は大きな喝采とともに可決され、その夜ただちにクラブの会議場と文書庫は閉じられたのだった。もっとも 2 日後の議会では「民衆協会の消滅」が自分たちの意図するところであったのだから、ジャコバン・クラブの閉鎖だけでは不充分であるとする異論が飛び出してくる。議論は多少とも紛糾するが、最終的にはすべての民衆協会にたいしてそれらのあるべき姿を教え、それらが対等な立場にありパリの親協会の指揮のもとにあってはならないことを明確に示す必要があるという結論になる。その結果として「民衆協会は政府の特別な保護のもとにおかれる」こと、「民衆協会はいささかも統治にかかわらず、いささかも討議を行わない」こと、ジャコバン、フイヤン、コルドリエといった「特別な名称を使用しない」ことなどを内容とする法令が提案されたのだった。ヴァンデミエール 25 日の法令で禁止された提携と通信に加えて、今回は「統治」と結びついた「討議」が問題になることで、91 年にル・シャブリエが意図したことがらはあらためて完成しようとしているかに見える。いや、この決定はル・シャブリエの意図をも凌ぐものであったとさえいえるかもしれない。というのも、民衆協会は消滅するのではなく「政府の特別な保護」を受けるのであるが、この保護とは拘束であり統制にはかならず、またすべての協会が対等であるというのはジャコバン・クラブの支配の排除を意味すると同時に、特別な名称をもたないという点で個人と同じく画一的で孤立した存在に変質させられてしまうからである。この法令を提案した議員にとってもっとも重要なことは「すべての権力を中央集権化する¹³³⁾」ことなのだった。この「中央集権化」という表現からは、91 年の段階では明確に自覚されていなかっただろうが、それでも潜在的には存在していたとはいえる事態、国家権力の万能で全面的な支配が、93 年の公安委員会の独裁をととして明示され強化され、独裁の崩壊のあとも引きつづき継承されてゆくことがわかってくる。

こうして国家主義的個人主義がジャコバン主義と結びつくことによって、この国の政治文化における中間集団への配慮の不在は決定的なものとなってゆく。翌年の夏の終わりに新しい憲

法が制定されるが、そこには「第 360 条 公共の秩序に反する団体や結社が形成されてはならない」、「第 361 条 いかなる市民の集会も民衆協会と名乗ってはならない」、「第 362 条 政治問題にかかわるいかなる個別の協会も、他の協会と通信し、提携し、正規の会員およびたがいに区別できる参会者からなる公開の集会を開き、除名する権利をわがものとし [……] てはならない」という、民衆協会に直接関係する 3 ヶ条がふくまれていた¹³⁴⁾。しかも憲法が成立した翌日、フリュクティドール 6 日 (1795 年 8 月 23 日) の議会では、先の 3 ヶ条を追跡し強化するように「クラブおよび民衆協会の名称で知られるいかなる集会も解散される」という文言ではじまる法令が提案され可決される。民衆協会にかかわるこの憲法の 3 ヶ条の審議の様子がどのようなものであったのか、現在のところでは議論の内容を確かめることはできない。また、より重要な部分をめぐってこの夏の議論は紛糾し、さらに最終局面では関心が「3 分の 2 法令」に移っていったことからして、われわれにとって示唆深いことがら採りあげられたとは想像できない。6 日の法令を提案するマイユも、この 1 年にわたる議会の活動を讃えて終わる、典型的なテルミドール派の言説を展開するばかりである¹³⁵⁾。これからのち総裁政府期になっても、パンテオン・クラブなど政治結社の問題は議会ではしばしば採りあげられるであろう。このことは結社が現実には消滅してはならず、場合によっては依然として体制にたいする相当な脅威と受け止められていたことを示している。だがまた脅威感には集団にたいする敵意をいっそう増幅させる役割を果たしたにすぎないともいえる。そして 1796 年のバブーフの陰謀事件が象徴するように、政治結社自体もまた一種の秘密結社化する道を歩んでいった。ここには社会学が受け取るべきことがらはもはやほとんどない。

ともあれ 4 年前にル・シャブリエが構想したことはほぼすべて、というよりもそれ以上のことがらが憲法の形式でもって 1795 年に呈示されるのである。このいわゆる「共和国 3 年憲法」は、冒頭でふれた 19 世紀におけるル・シャブリエの法令の受け止められかたと同様に、従来フランス革命のブルジョワ的性格を体現するものとして有名であった。そのさいの最大の根拠となったのが冒頭に「人間と市民の権利と義務の宣言」を付していることである。だがマルセル・ゴージェが指摘するとおり、権利に加えて義務についても言及することはすでに 89 年の権利の宣言が議論の対象となったときからなされていたのであって、今回の憲法がことさらに保守的であるということとはできない¹³⁶⁾。われわれもまた、民衆協会をはじめとする結社の活動を否定していることを根拠にしてこの憲法の、あるいは憲法を作ったテルミドール期の国民公会のブルジョワ的性格を単純に強調したりはしないでおくことにしよう。そうではなしに、18 世紀をつうじて成長しつつあった観念、中間集団にたいする不信と敵意とがついには憲法にまで浸透していったのである。そしてむしろ問題とすべきことがあるとすれば、これも同じ憲法では「第 16 条 若者は読み書きおよび機械的な職業ができることを証明できなければ市民名簿に登録できない……」と規定されて、人間の啓蒙と社会化が至上命令として呈示しなが

ら、その一方で社会化に重要な役割を果たしたかもしれない団体（同業組合と民衆協会）の社会からの排除を明示するという点に出現する大きな矛盾であろう。この矛盾こそが、近代的な社会の編成、またそこでの主体のありようをめぐりフランス革命期を一貫して確認できる問題なのであった。ついに中間集団はこの国の政治文化のなかで正当な声を獲得することなく終わってしまうのである。

注

- 1) Lucien JAUME, *Le Discours jacobin et la démocratie*, Paris, Fayard, 1989, p. 222.
- 2) Pierre ROSANVALLON, « Corporations et corps intermédiaires », *1789 La Commémoration*, ouvrage collectif, Paris, Gallimard, 1999, p. 230.
- 3) 一例をあげるなら、杉原泰雄はル・シャブリエ法に「当時展開されつつあった資本主義的経済関係の性格についてかなり明確な理解」をもっていた「国民議会の多数を占めていたブルジョワジー」の意向を見ようとしている（『国民主権の研究』岩波書店、1971年、255ページ）。
- 4) この点については富永「バスティーユからビセートルへひととはどのようにして《市民》となるのか」阪上孝編『統治技法の近代』同文館、1997年を参照。
- 5) 『資本論』向坂逸郎訳、岩波文庫、1969年、第3巻、383-384ページ。
- 6) P.-J.-B. BUCHEZ et P.-C. ROUX, *Histoire parlementaire de la Révolution française*, Paris, 1834, t. X, p. 184. 訳文は河野健二編『資料 フランス革命』岩波書店、1989年、256および258ページ。
- 7) わが国の研究にかんしていうと、中村紘一が6月の法令をそれ以前のテュルゴーの勅令からアラルド法にいたる流れとの関係で考察して、この法令を典型的に階級イデオロギーにもとづくものとしてよりも、むしろ「中間団体否認論」のなかにおいて考えるべきであることを示唆している（「ル・シャブリエ法研究試論」『早稲田法学会誌』第20巻、1969年、1-44ページ）。高村学人はさらにル・シャブリエの提案した法令全体に着目し、ロザンヴェンロンにしたがいがながら反結社法のなかに近代社会の「社会像」を見ようとしている（「フランス革命期における反結社法の社会像」『早稲田法学会誌』第48巻、1998年、105-160ページ）。
- 8) Papiers inédits, citation par R. P. MARCEL, *Essai politique sur Alexis de Tocqueville*, Paris, 1910, p. 183.
- 9) *De la démocratie en Amérique, Œuvres complètes*, t. I, Paris, Gallimard, 1961, vol. I, 2ème partie, chap. 4 et vol II, 2ème partie, chap. 5-7. トクヴィルの中間集団論については富永「トクヴィルにおけるアソシアシオンの概念」『ソシオロジ』第74号、1979年、1-17ページを参照。
- 10) *Archives parlementaires*, t. XXXI, p. 617.
- 11) *Archives parlementaires*, t. XXIII, p. 200.
- 12) 富永編『資料 権利の宣言——1789』京都大学人文科学研究所、2001年、195ページ。
- 13) 前出『資料 フランス革命』103-104ページ。ただし、同業組合の名が見あたらない以上この段階で正式に廃止されたとはいえないとする説もある。Cf. A. MATHIEZ, « Les corporations ont-elles été supprimées en principe dans la nuit du 4 août 1789? », *Annales historiques*

- de la Révolution française*, t. VIII, 1931, pp. 252 – 257.
- 14) Steven L. KAPLAN, *La Fin des corporations*, trad. par B. Vierende, Paris, Fayard, 2001, p. 127.
 - 15) *Archives parlementaires*, t. XXIII, pp. 558 – 559. 第7条をはじめとして「権利の宣言」の随所に「独立と服属のあいだの解消しがたい緊張関係」また「自由の表明と権威の肯定が切り離せない」ことを読み取るのはマルセル・ゴージェであるが、ル・シャブリエの提起する「法にたいする敬意」もまた同じ緊張関係を受け継いでいるのである。「人間の権利」フュレ / オズーフ編『フランス革命事典』河野・阪上・富永監訳、みすず書房、1995年、第2巻、1094 – 1095 ページを参照。
 - 16) *Ibid.*, pp. 560 – 563.
 - 17) 前出『フランス革命事典』第1巻、650 ページ。なお、この事典の刊行後に出た J. BOUTIER et Ph. BOUTRY, *Les Sociétés politiques (Atlas de la Révolution française, vol. 6)*, Paris, Éditions de l'E. H. E. S. S., 1992 も参照。
 - 18) F.-A. AULARD, *La Société des Jacobins: Recueil de documents pour l'histoire du Club des Jacobins de Paris*, Paris, 1892, t. I, p. xxx; J.-P. BRISSOT, *Discours sur l'utilité des sociétés patriotiques et populaires, sur la nécessité de les maintenir et de les multiplier par-tout*, s. l. p. 5.
 - 19) *Moniteur* (6 avril 1791), t. VIII, pp. 51 – 52.
 - 20) *Ibid.*, p. 231.
 - 21) *Archives parlementaires*, t. XXV, pp. 678 – 679.
 - 22) *Ibid.*, pp. 680 – 681.
 - 23) Ph. ARIÈS, *L'Enfant et la vie familiale sous l'Ancien Régime*, Paris, Seuil, 1973, pp. 288 – 290 et 308 – 310; Ph. MEYER, *L'Enfant et la raison d'État*, Paris, Seuil, 1977, pp. 9 – 27.
 - 24) *Archives parlementaires*, *op. cit.*, p. 681.
 - 25) *Ibid.*, p. 689.
 - 26) この点について詳しくは富永「会話と議論——18世紀フランスにおける社交の衰退」前川和也編『コミュニケーションの社会史』ミネルヴァ書房、2001年を参照。
 - 27) *Archives parlementaires*, *op. cit.*, pp. 683 et 685.
 - 28) *Ibid.*, pp. 690, 694 et 695.
 - 29) *Lettres de Mme Roland*, Paris, 1902, t. II, p. 278.
 - 30) *L'Ami du peuple*, no. 458 (14 mai 1791), *Œuvres politiques*, Bruxelles, Pôle nord, 1989 – 95, t. V, p. 2872.
 - 31) *Révolutions de France et de Brabant*, no. 77, *Œuvres*, t. VII, p. 560.
 - 32) *Révolutions de Paris*, no. 96 (7 – 14 mai 1791), pp. 224 et 226.
 - 33) *Archives parlementaires*, t. XXVII, p. 212.
 - 34) *Ibid.*, p. 211.
 - 35) 前出『資料 フランス革命』154 ページ。
 - 36) KAPLAN, *op. cit.*, p. 557.
 - 37) 前出『資料 フランス革命』140 ページ。
 - 38) *Archives parlementaires*, t. XXXI, p. 617.
 - 39) « Une liberté en souffrance: l'association au XIXème siècle », édi. par C. ANDRIEU et alii,

- Associations et champs politique*, Paris, Presse de la Sorbonne, 2001, p. 78.
- 40) *Archives parlementaires*, *op. cit.*, pp. 617 et 618.
- 41) *Ibid.*, pp. 618 et 619.
- 42) 井上すゞ「フランス革命とフランスの政治的伝統」『年報政治学』岩波書店, 1991 年, 56 ページ。高村前掲論文, 132 ページ。
- 43) *Archives parlementaires*, *op. cit.*, pp. 620 et 621.
- 44) *Patriote français*, no. 503 (24 décembre 1790), no. 555 (14 février 1791), no. 640 (10 mai 1791) et alli.
- 45) BRISOT, *op. cit.*, p. 2.
- 46) *Ibid.*, pp. 4-6.
- 47) *Ibid.*, pp. 8-12.
- 48) AULARD, *op. cit.*, t. III, p. 153.
- 49) *Ibid.*, p. 165.
- 50) その後のジャコバン・クラブの活動については Michael L. KENNEDY, *The Jacobin Club in the French Revolution: the First Years*, Princeton, Princeton University Press, 1982 を参照。
- 51) Raymonde MONNIER, *L'Espace publique démocratique: Essai sur l'opinion publique de la Révolution au Directoire*, Paris, Kimé, 1994, p. 65. なお, この本には竹中幸史による紹介文がある(『史林』80 巻 2 号, 1997 年)。また, 1791 年に民衆協会と並んで立憲派の攻撃の対象となったパリの「地区」についてモニエと同様の見解を示すものとして Maurice GENTY, *L'Apprentissage de la citoyenneté: Paris 1789-1795*, Paris, Messidor/Edition sociale, 1987 がある。
- 52) この点については前出の富永「会話と議論」を参照。
- 53) J. BOUTIER et P. BOUTRY, « Les sociétés politiques en France de 1789 à l'an III: une machine? », *Revue de l'histoire moderne et contemporaine*, vol. XXXVI, no. 1 (1989), p. 50.
- 54) *Qu'est-ce que le Tiers état?*, édi. par Robert ZAPPERI, Genève, Droz, 1970, p. 206.
- 55) 『社会契約論』作田啓一訳, 『ルソー全集』白水社, 1979 年, 第 5 巻, 135 ページ。ただし「特殊的」と翻訳されている語 « particulier » は, 混同を避けるために「個別の」と変更した。
- 56) *Qu'est-ce que le Tiers état?*, *op. cit.*, p. 184.
- 57) *Ibid.*, pp. 178-179. 傍点は原文イタリック。
- 58) 中間集団に議論を限定するここでは十分に扱うことのできない革命期の政治的代表制の問題については, マルセル・ゴーシェ『代表制の政治哲学』富永・北垣・前川訳, みすず書房, 2000 年を参照。
- 59) « Dire sur la question du veto royal », *Écrits politiques*, édi. par R. ZAPPERI, Paris / Montreux, Éditions des Archives Contemporaines, 1985, p. 237.
- 60) *Ibid.*, p. 238. 傍点は原文イタリック。
- 61) 前掲訳書, 136 ページ。
- 62) Olivier LE COUR GRANDMAISON, *Les Citoyennetés en Révolution*, Paris, P. U. F., 1992, pp. 84-85.
- 63) ロザンヴァロンの指摘 (P. ROSANVALLON, *La Démocratie inachevée: Histoire de la souveraineté du peuple en France*, Paris, Gallimard, 2000, p. 335) によれば, 代表制 (= 普通選挙) と公衆が相同であることは 19 世紀の末になってタルドが発見することになる。Cf. G. TARDE, *Les Lois de l'imitation*, 2^{ème} édi., Paris, 1895, pp. 117-118.

- 64) « Qu'est-ce que les lumières? », trad. par H. WISMANN, *Œuvres philosophiques*, Paris, Gallimard, 1985, vol. II, p. 211.
- 65) « Observation sur la nouvelle organisation de la France », *Écrits politiques, op. cit.*, pp. 250 – 251.
- 66) *Théorie constitutionnelle de Sieyès. Constitution de l'an VIII. Extraits des mémoires inédites de Boulay de la Meurthe*, Paris, 1836, p. 36. ゴーシェ前出訳書『代表制の政治哲学』199 ページ。
- 67) Article « Fondation » de l'*Encyclopédie*, *Œuvres de Turgot et document le concernant*, édi. par G. SCHELLE, Paris, 1913, t. I, p. 590.
- 68) Michel FOUCAULT, *Histoire de la folie à l'âge classique*, Paris, Gallimard, 1972, p. 432.
- 69) « Édit portant la suppression des jurandes », *Œuvres de Turgot... op. cit.*, t. V, pp. 159 et 239.
- 70) *Ibid.*, p. 242; *Archives parlementaires*, t. XXIII, p. 199. シューウェルによればアラルドは重農学派につらなる弟子のひとりで、かねてよりテュルゴーを賞讃していたのだというが、何の根拠を示しているわけでもない (W. H. SEWELL, *Work and Revolution in France: The Language of Labor from the Old Regime to 1848*, Cambridge, Cambridge University Press, p. 86)。両者の関係を示唆するのはここでの勅令からの引用のみである。
- 71) Ch. FAURÉ (s. l. d.), *Des Manuscrits de Sieyès: 1773–1799*, Paris, H. Champion, 1999, p. 226. なおシェースの経済思想については、さしあたり M. FORSYTH, *Reason and Revolution: The Political Thought of the Abbé Sieyès*, Leicester, Leicester University Press, 1987, pp. 48 – 57 を参照。
- 72) « Observation sur la nouvelle organisation... », *op. cit.*, p. 262.
- 73) « Travail ne favorise la liberté qu'en devenant représentatif », *Écrits politiques, op. cit.*, p. 62. 傍点は原文イタリック。
- 74) 前出『資料 権利の宣言 —— 1789』57 ページ。
- 75) « Essai sur les privilèges », *Écrits politiques, op. cit.*, p. 104; 前出『資料 権利の宣言 —— 1789』58 ページ。
- 76) Ph. SAGNAC, *La Législation civile de la Révolution française*, Paris, 1899, pp. 39 – 40.
- 77) *Histoire socialiste de la Révolution française. tome I: la Constituante*, édi. par A. SOBOUL, Paris, Éditions Sociales, 1969, seconde partie, pp. 291 – 294.
- 78) *Textes*, prés. de Victor KARADY, Paris, Minuit, 1975, t. 3, p. 171.
- 79) TOCQUEVILLE, *op. cit.*, vol. II, p. 324.
- 80) *L'Ami du peuple*, nos. 401 et 402 (16 et 17 mars 1791), *Œuvres politiques, op. cit.*, t. IV, pp. 2520 – 2523 et 2526.
- 81) マラーは 1790 年に言論の自由が規制の対象となりかけたときにも、同様の論拠を用いて反論を試みていた。この問題について詳しくは Shigeki TOMINAGA, « Autour de la liberté de la presse », *Zinbun*, no. 34 (1), 1999, pp. 147 – 163 を参照。
- 82) *L'Ami du peuple* no. 493 (18 juin 1791), *Œuvres politiques, op. cit.*, t. V, p. 3045.
- 83) JAURÈS, *op. cit.*, p. 294.
- 84) Patrice HIGONNET, *Sister Republics: The Origins of French and American Republicanism*, Cambridge, MS., Harvard University Press, 1988, p. 268.

- 85) TOCQUEVILLE, *op. cit.*, vol. II, p. 106.
- 86) *Remontrances du Parlement de Paris au XVIIIème siècle*, pub. par Jules FLAMMERMONT, Paris, 1888 [réimpression : Genève, Slatkine, 1978], t. III, pp. 344 – 346.
- 87) *De la division du travail social*, 5ème édi., Paris, P. U. F., 1998, pp. x–xii.
- 88) 『自殺論』宮島喬訳, 中公文庫, 1985 年, 484 – 485 および 490 – 491 ページ。
- 89) 1791 年 3 月の『人民の友』の引用はたとえば, E. LEVASSEUR, *Histoire des classes ouvrières et de l'industrie en France de 1789 à 1870*, Paris, 1903, p. 24 に確認することができる。
- 90) *L'Education morale*, nouvelle édi., Paris, P. U. F., 1963, pp. 196 – 197.
- 91) *Textes, op. cit.*, t. 1, pp. 370 – 371.
- 92) *Ibid.*, t. 3, p. 47.
- 93) *Leçons de sociologie*, 2ème édi., Paris, P. U. F., 1969, p. 67.
- 94) Robert NISBET, « The French Revolution and the Rise of Sociology in France », *American Journal of Sociology*, vol. XLIX, 1943, pp. 156 – 164.
- 95) 『デュルケム社会理論の研究』東京大学出版会, 1977 年, 185 – 188 ページ。
- 96) *Textes, op. cit.*, t. 3, pp. 218 – 219.
- 97) W. WATTS MILLER, « Deux préfaces : science morale et réforme morale », Ph. BESNARD, M. BORLANDI et P. VOGT (s.l.d.), *Division du travail et lien social. Durkheim un siècle après*, Paris, P. U. F., 1993, p. 160 ; C. GAUTIER, « Corporation, société et démocratie chez Durkheim », *Revue française de science politique*, vol. 44, no. 5, 1994, pp. 836 – 855.
- 98) Pierre ROSANVALLON, *Le Peuple introuvable. Histoire de la représentation démocratique en France*, Paris, Gallimard, 1998, p. 134.
- 99) *Education morale, op. cit.*, pp. 63 – 65.
- 100) *Leçons de sociologie, op. cit.*, p. 106.
- 101) F.-X. LANTHENAS, *Des sociétés populaires considérées comme une branche essentielle de l'instruction publique*, Paris, 1792, p. 2. 傍点は原文イタリック。なおこのテキストは 1791 年の 5 月, つまり協会と地区の請願権が議会で採りあげられた頃には完成していたことが, 同年にある会合で朗読された直後にロベスピエールがテキストを紛失したと伝える『パトリオット・フランス』の記事から確認できる。この紛失事件は偶然の出来事であろうが, それでも将来のモニター・独裁の指導者の民衆協会にたいする関心の欠如を象徴的にかいま見せてくれるようにも思われる。Cf. *Patriote français*, no. 647 (17 mai 1791), p. 544.
- 102) *Journal des clubs et sociétés patriotiques*, no. 1 (20 novembre 1790), p. 4.
- 103) I. BOURDIN, *Les Sociétés populaires à Paris pendant la Révolution*, Paris, 1937, p. 215.
- 104) TOCQUEVILLE, *op. cit.*, vol. II, pp. 122 et 123.
- 105) BRISSOT, *op. cit.*, p. 5.
- 106) Patrice GUENIFFEY, « Brissot », F. FURET et M. OZOUF, *La Gironde et les Girondins*, Paris, Payot, 1991, p. 455.
- 107) *Mémoires*, pub. par C. PERROUD, Paris, s. d., p. 114.
- 108) *Discours sur l'utilité des sociétés patriotiques. . . , op. cit.*, p. 2.
- 109) *Ibid.*, p. 21.
- 110) 彼らの人間関係については Gary KATES, *The Cercle Social, the Girondins and the French Revolution*, Princeton, Princeton University Press, 1985 を参照。

- 111) *De l'esprit des lois*, édi. par R. DERATHÉ, Paris, Garnier, 1973, t. I, pp. 22–24.
- 112) GUENIFFEY, *op. cit.*, p. 456. なお、ゲニフェーは指摘していないが、ブリッソーの中間集団の認識にはもうひとつ別の「源泉」があり、これについては前出の富永「会話と議論」で詳論している。
- 113) TOCQUEVILLE, *op. cit.*, vol. II, p. 125.
- 114) W. KORNHAUSER, *The Politics of Mass Society*, London, Routledge and Kegan Paul, 1960, pp. 83–84.
- 115) G. DELFAU, « Opinion sur les sociétés populaires », *Archives parlementaires*, t. XLV, p. 566.
- 116) BOUTIER et BOUTRY, *op. cit.* p. 37.
- 117) DELFAU, *op. cit.*, pp. 551–552. なお「政治的怪物」という表現はのちに印刷された版では削除されている。
- 118) *Ibid.*, p. 568.
- 119) JAUME, *op. cit.*, p. 222.
- 120) このような集団の力学については論旨の展開の都合から詳説できないが、前出の富永「会話と議論」を参照。またラントナスの転身については富永「ラントナス、あるいは自由な身体の逆説について」『環』第7号、2001年10月を参照。
- 121) 前出『資料 フランス革命』402 および 408 ページ。
- 122) « Rapport sur un mode de gouvernement provisoire et révolutionnaire », *Moniteur* (2 frimaire an II), t. XVIII, pp. 474 et 477.
- 123) « Intervention à la Société des amis de la liberté et de l'égalité (6 nivôse an II) », *Œuvres*, *op. cit.*, t. X, p. 287.
- 124) « Rapport sur les factions de l'étranger (23 ventôse an II) », *Œuvres complètes*, Paris, Éditions G. Lebovici, 1984, p. 728. 傍点は富永。
- 125) 最高存在の祭典については富永「徳と効用のあいだ——フランス革命期における科学と芸術」『人文学報』第70号、1992年、59–94 ページを参照。
- 126) テルミドル派の言説については B. BACZKO, *Comment sortir de la Terreur. Thermidor et la Révolution*, Paris, Gallimard, 1989 を参照。
- 127) *Moniteur* (26 fructidor an II), t. XXI, p. 725 et 728. ル・シャブリエとデュランの言説の「構造上の類似」についてはバチコが注意を喚起している (Baczko, *op. cit.*, p. 149)。
- 128) AULARD, *op. cit.*, t. VI, p. 445.
- 129) *Moniteur* (28 fructidor an II), t. XXI, pp. 739 et 740
- 130) BACZKO, *op. cit.*, p. 157.
- 131) *Moniteur* (27 vendémiaire an II), t. XXII, pp. 255–260.
- 132) *Moniteur* (24 brumaire an II), t. XXII, p. 489.
- 133) *Moniteur* (25 brumaire an II), t. XXII, 497, 499 et 500.
- 134) *Constitution de la République française proposée au Peuple français par la Convention nationale*, Paris, an III, p. 6.
- 135) J.-B. MAILHE, *Rapport sur les clubs et sociétés populaires*, Besançon, an III, p. 8.
- 136) Marcel GAUCHET, *La Révolution des droits de l'homme*, Paris, Gallimard, 1989, pp. 70–74.